

キヤノン  
グリーン調達基準書



**Green**

Ver.16.0  
2024年7月

# キヤノン グリーン調達基準書

## 目次

1. 目的
  2. 適用範囲
  3. 用語の説明
  4. 「製造環境影響物質」と「製品環境影響物質」
  5. キヤノン グリーン調達基準の要求事項の考え方
  6. お取引開始までの進め方
  7. 要求事項
  8. 要求事項の解説
  9. キヤノンの評価
  10. 情報の取扱い
  11. 改訂に伴う取扱い
  12. 適用開始日
- 添付資料 1 製造環境影響物質リスト
- 添付資料 2 製品環境影響物質リスト

# キヤノン

## グリーン調達基準書

### 1. 目的

キヤノングループ(以下「キヤノン」という)は、「共生」の理念のもと、地球環境保全活動を進めており、その一環として必要な資源の調達・購入に際しては、より環境負荷の少ない材料・部品・製品を優先的に調達・購入するグリーン調達に取り組んでいます。キヤノンは、お取引先と共に「資源生産性の最大化」を積極的に推進し、地球環境保全を図ってまいります。そのための要求事項を本基準書にまとめました。

### 2. 適用範囲

キヤノン製品と OEM 製品およびそれらの包装を構成する次の物品に適用します。

#### ①製品

(1)部品、ユニット

(2)材料

(3)製品本体と同梱または共に使用される付属品

ただし、キヤノンの販売会社においては次の付属品を含みます。

(a)キヤノン製品に同梱する定番商品

(b)キヤノン製品に価値を付加する製造委託品

(c)キヤノン製品に物理的に接続する標準商品

(4)印刷物(マニュアル類・添付書類等)

(5)接着剤、潤滑剤、層別用ペイント等、製品に使用される補材

#### ②包装

包装には、キヤノンに納入する部品・材料の包み込み、保護、および配送に用いる包装を含みます。ただし、現時点でキヤノンの拠点で廃棄されること等が明らかであり、弊社の納入拠点とお取引先とで合意した場合、包装に関しては当面適用除外とします。

### 3. 用語の説明

#### ①事業活動の環境負荷

エネルギーの使用、化学物質の使用、水の使用、廃棄物の排出等、事業上で環境に与える影響を指します。

#### ②環境関連法規制

大気・水質・土壌汚染防止等に係る環境保全上定められた法規制、地域の条例、協定等を指します。

#### ③製造環境影響物質

キヤノンに納入する物品の生産・販売の過程で使用している化学物質で、「製造環境影響物質リスト」(添付資料 1)に取り上げた化学物質のことを指し、次の 2 つに分類しています。

(1)使用禁止物質：国際条約等により使用を禁止または厳しく制限されている化学物質

(2)削減対象物質：将来、国際条約等により使用に対する制限が設けられる可能性が高いと考えられる化学物質

## ④土壌・地下水汚染防止対策

土壌・地下水汚染を防止する対策を指します。

例 1：化学物質の保管・使用場所の受皿、ライニング、防液堤、ウエス、マットの設置

例 2：施設・使用・保管場所の点検

## ⑤製品環境影響物質

キヤノンに納入する物品に含有される化学物質で、「製品環境影響物質リスト」(添付資料 2)に取り上げた化学物質を指し、次の 3 つに分類しています。

(1)使用禁止物質：物品への含有を禁止する化学物質

(2)使用制限物質：物品への含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質

(3)含有管理物質：物品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質

## ⑥化学物質

天然に存在するか、または任意の製造工程において得られる元素およびその化合物。

## ⑦混合物

二つ以上の化学物質を混合したもの。

注記 混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、添加剤を含有する樹脂ペレットなどがあります。

## ⑧成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。

注記 成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器などがあります。

## ⑨化学品

化学物質または混合物。

(⑥～⑨の定義は JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」より引用)

## ⑩含有

化学物質が、製品を構成する部品／材料に含まれることを指します。添加、充填、混入、付着される場合を含みます。また製造プロセスに起因する場合も含みます。

## ⑪意図的添加

製品に一定の性能を持たせるためなど、何らかの目的をもって添加された状態を言います。

## ⑫不純物

製品機能上、特定の役割が与えられておらず、なおかつ製品環境影響物質として特定された物質/物質群と別の化学構造を有する化学物質。一般の工業的な精製段階において除去されずに残留する化学物質も含まれます。

ただし、不純物が製品含有化学物質であったとしても、法律、条例および基準等において基準値・許容値などが示されている場合を除いて、技術的に予測することができない場合や微量であり含有量の情報が得られない場合には、運用上含有と見なさないものとします。

濃度にかかわらず、意図的添加である場合、又は含有が意図される場合は、不純物ではありません。

## ⑬対象(製品環境影響物質リストにおける対象)

製品環境影響物質に関して、適用対象となる製品、部品や材料の種類、使用用途等の条件を言います。

## ⑭ 閾値

製品環境影響物質に関して、適用対象となる濃度または意図的添加等の条件を言います。  
濃度の記載がある場合は、製品環境影響物質が記載の濃度以上含有する場合に適用対象となります。  
なお、濃度は、以下の算出式にしたがいます。

$$(\text{濃度}) = (\text{対象化学物質の含有質量}) \div (\text{対象化学物質を含有する部位の質量})$$

## 注記 1.濃度の分母について

濃度の分母となる「対象化学物質を含有する部位」は、適用される法律により異なります。閾値に、「均質材料中」「部品中」のように分母を明記しますので、これらを上記の式に当てはめて濃度を算出してください。

## 注記 2.均質材料について

均質材料とは、対象化学物質を含有する部位の同一材質を指し、異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味します。

## 注記 3.濃度の単位について

濃度の単位は、重量比率で表し、%および ppm（または ppb）で表記します。ppm は“parts per million”の意であり、「100 万分の 1」を表します。1ppm=1mg/kg です。ppb は“parts per billion”の意であり、「10 億分の 1」を表します。1000ppb=1ppm です。

## 注記 4.元素換算値について

対象範囲が特定の元素で規定されている場合、濃度を元素換算値で算出する必要があります。元素換算値は、当該元素を含む化合物の濃度に、換算係数を乗じて算出します。

なお、換算係数は、当該元素の総原子量をその元素を含む化合物の分子量で除することで求められます。

例：ジブチルスズジクロライド( $C_8H_{18}Cl_2Sn$ )におけるスズ元素の換算係数

スズの原子量 (118.7)

$$\text{換算係数}(0.39) = \frac{\text{スズの原子量 (118.7)}}{\text{ジブチルスズジクロライドの分子量合計 (303.85)}}$$

## ⑮ 除外項目

製品環境影響物質において、法規制の除外項目に該当するなどの観点から適用とならない用途や製品等を指します。

## ⑯ IEC62474

International Electrotechnical Commission(IEC)が発行している国際規格。電気・電子業界およびその製品に関するマテリアル・デklarレーションを規定した文書。関連するリスト等は、下記 URL を参照してください。

<https://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>

## ⑰ IEC62474 の DSL

IEC 62474 が定める報告対象物質リスト(Declarable Substance List)。

## ⑱ chemSHERPA

経済産業省の主導により開発された製品含有化学物質情報の伝達スキームの総称です。詳細は、下記 URL を参照してください。

<https://chemsherpa.net/>

## ⑱お取引先

本基準書では、キヤノンの一次取引先を意味します。

## ⑳サプライヤー

本基準書では、お取引先に納入するサプライヤーを意味します。

**4. 「製造環境影響物質」と「製品環境影響物質」**

キヤノンでは、添付資料 1 に製造環境影響物質の管理基準を定め、添付資料 2 に製品環境影響物質の管理基準を定めています。

## ①製造環境影響物質

## (1)使用禁止物質

「1A 使用禁止物質」は、キヤノンに納入する物品の生産・販売の過程での使用を禁止した物質を指します。

## (2)削減対象物質

「1B 削減対象物質」は、キヤノンに納入する物品の生産・販売の過程での使用の削減が必要な物質を指します。

## ②製品環境影響物質

「製品環境影響物質リスト」における化学物質は以下のように選定しています。IEC62474 の DSL に記載される物質、EU ELV 指令で制限される物質および包装に関わる物質、または法規制動向・社会動向によりキヤノンが独自に追加する物質です。

## (1)使用禁止物質

「2A 使用禁止物質」は、リスト中における除外項目を除き、キヤノンに納入する製品／包装への、対象に記載の条件における閾値以上の含有を禁止しています。また、「3A 包装材と印刷物のみの追加使用禁止物質」、「4A 車載製品のみ追加使用禁止物質」および「5A 皮革/繊維製品のみ追加使用禁止物質」は、「2A 使用禁止物質」に追加してリスト中における除外項目を除き、3A についてはキヤノンに納入する包装材と印刷物、4A については車載製品に使用されるキヤノンに納入する製品、5A についてはキヤノンに納入する皮革/繊維製品への、対象に記載の条件における閾値以上の含有を禁止しています。

なお、除外項目については、含有管理物質と同等の管理が必要です。

ただし、キヤノンに納入する製品／包装に化学物質または混合物として使用禁止物質が含有される場合において、最終的なキヤノン製品／包装または OEM 製品に含有しない、または、特定の使用条件において法規制や基準等を満足するとキヤノンが判断した場合は、納入していただく場合があります。

## (2)使用制限物質

「2B 使用制限物質」は、リスト中における除外項目を除き、リスト中に定められた対象において期限以降のキヤノンに納入する製品／包装への閾値以上の含有を禁止しています。

なお、除外項目については、含有管理物質と同等の管理が必要です。

## (3)含有管理物質

「2C 含有管理物質」は、リスト中における除外項目を除き、キヤノンに納入する製品／包装への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握が必要です。

## 5. キヤノン グリーン調達基準の要求事項の考え方

キヤノンでは環境保全活動を進めるにあたり、次の A～D の 4 つの枠組みが有効に機能していることを要求しています。

### A：事業活動の環境マネジメントシステム

事業活動によって生じる環境負荷を低減するための仕組みを構築し、運用していることを指します。

### B：事業活動のパフォーマンス

環境マネジメントシステムを構築・運用した結果、環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項の遵守、使用禁止物質の不含有、削減対象物質の使用削減、および土壌・地下水汚染防止対策を実施していることを指します。

### C：製品含有化学物質管理(物品の環境管理システム)

キヤノンに納入する物品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用していることを指します。

### D：物品のパフォーマンス

キヤノンに納入する物品に“使用禁止物質”が含有されないこと、および“使用制限物質”が期限以降に含有されないことを指します。

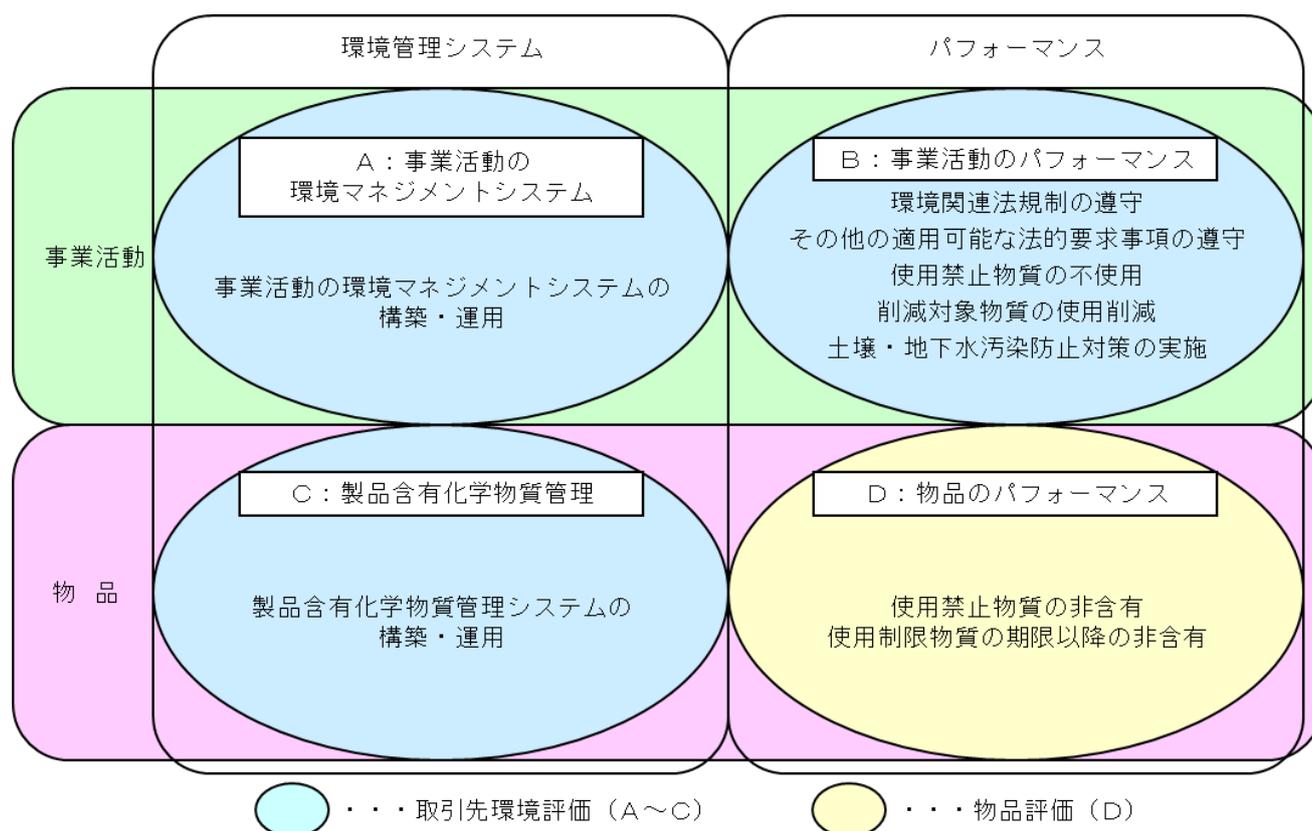


図 1：4 つの枠組み

## 6. お取引開始までの進め方

お取引先は、本基準書の「7. 要求事項」に基づき、事業活動の環境マネジメントシステムと製品含有化学物質管理システムを構築・運用し、パフォーマンスを達成してください。

### ①お取引先に対する評価(図1のA～C)

- (1)キヤノンは、「9.①取引先環境評価」に基づき、お取引先に自己評価結果のご提出を依頼します。
- (2)お取引先は、「要求事項」に対する活動状況を自己評価し、その結果をキヤノンにご提出ください。
- (3)キヤノンは、ご提出いただいた自己評価結果を基に評価・判定し、「要求事項」を満たしているお取引先とお取引します。

### ②物品に対する評価(図1のD)

- (1)キヤノンは、「9.②物品評価」に基づき、キヤノンに納入される物品に関する製品環境影響物質情報のご提出をお取引先に依頼します。
- (2)お取引先は、調査結果をご提出ください。
- (3)キヤノンは、ご提出いただいた調査結果を基に判定し、「要求事項」を満たしている物品のみ購入します。

## 7. 要求事項

### 【事業活動に関する要求事項】

#### A：事業活動の環境マネジメントシステムに関する要求事項

##### I 環境マネジメントシステムの構築

次を行うための責任と手順を定め文書化していること。

#### 1. 方針

- ・ 環境マネジメント活動に関する方針の作成
- ・ 組織で働くまたは組織のために働く人への周知

#### 2. 計画策定

##### 2.1 環境側面(現状調査)

- ・ 事業活動の環境負荷の調査
- ・ 環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項の調査
- ・ 製造環境影響物質の調査
- ・ 土壌・地下水汚染防止対策の調査

##### 2.2 目標と実施計画の策定

- ・ 環境側面の調査結果を基にした、環境負荷を低減するための目標と実施計画の策定

#### 3. 運用管理

- ・ 環境マネジメントシステムの管理責任者の設定
- ・ 目標を達成するために必要と思われる手順の作成
- ・ 目標を達成するために必要と思われる手順の周知

#### 4. パフォーマンスの評価および改善

- ・ 実施計画の進捗状況、目標の達成状況、環境マネジメントシステムの充足状況の評価および経営層への報告

#### 5. マネジメントレビュー

- ・ トップマネジメントを含めたパフォーマンスの評価、環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項の遵守の確認と問題点の解決
- ・ 上記を「1. 方針」、「2.2 目標と実施計画の策定」へ反映

### II 環境マネジメントシステムの運用

- ・ 前出の要求事項( I 環境マネジメントシステムの構築)で定めた責任と手順にしたがい、活動を行っていること。
- ・ 活動の結果は記録し、その記録を残していること。

### B：事業活動のパフォーマンスに関する要求事項

#### 1. 法規制の遵守

- ・ 環境関連法規制を遵守していること。
- ・ その他の適用可能な法的要求事項を遵守していること。

#### 2. 製造環境影響物質の管理

##### 2.1 使用禁止物質

- ・ キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」(添付資料 1)で定める、“1A 使用禁止物質”を使用していないこと。(注)

##### 2.2 削減対象物質

- ・ キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」(添付資料 1)で定める、“1B 削減対象物質”の使用を削減していること。

#### 3. 土壌・地下水汚染防止対策

- ・ 化学物質の土壌・地下水汚染に関する防止対策を講じていること。

(注)ただし、「製造環境影響物質リスト」(添付資料 1)の 1A 使用禁止物質は、原則、使用を禁止していますが、各国、地域の規制で使用が禁止されていない場合、かつ技術的な理由で代替が困難な場合はキヤノンにご連絡ください。

## 【物品に関する要求事項】

## C：製品含有化学物質管理に関する要求事項

JAMP(ア－ティクルマネジメント推進協議会)が発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン」<sup>※</sup>の製品含有化学物質管理のための実施項目と実施内容を満たした取り組みを実施するための責任と手順を定め文書化し、それに従い活動を行っていること。

本要求事項における管理対象物質は「製品環境影響物質リスト」(添付資料 2)の物質を含めることを必須とします。

※「製品含有化学物質管理ガイドライン」については下記ホームページをご参照ください。

第 3 版：<https://chemsherpa.net/docs/guidelines/archive?id=6>

第 4 版：<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

当面は、第 3 版・第 4 版どちらを採用してもかまいません。

## D：物品のパフォーマンスに関する要求事項

## 1. 製品環境影響物質の管理

## 1.1 使用禁止物質

- ・ キヤノンに納入する物品の中に「製品環境影響物質リスト」(添付資料 2)で定める、“2A/3A/4A/5A 使用禁止物質”が含有されないこと。

## 1.2 使用制限物質

- ・ キヤノンに納入する物品の中に「製品環境影響物質リスト」(添付資料 2)で定める、“2B 使用制限物質”が期限以降に含有されないこと。

## 2. 化学物質情報の提供

上記の使用禁止物質、使用制限物質の要求事項への適合を確認し、法規制およびエコラベルの物質情報提供要求、報告要求、開示要求に対応するために、キヤノンに納入する材料および部品について、化学物質ごとに、CAS などの統一番号や固有の物質識別子、濃度などの情報を、9 ② (1) に定める物品調査の方法に従って提供すること。

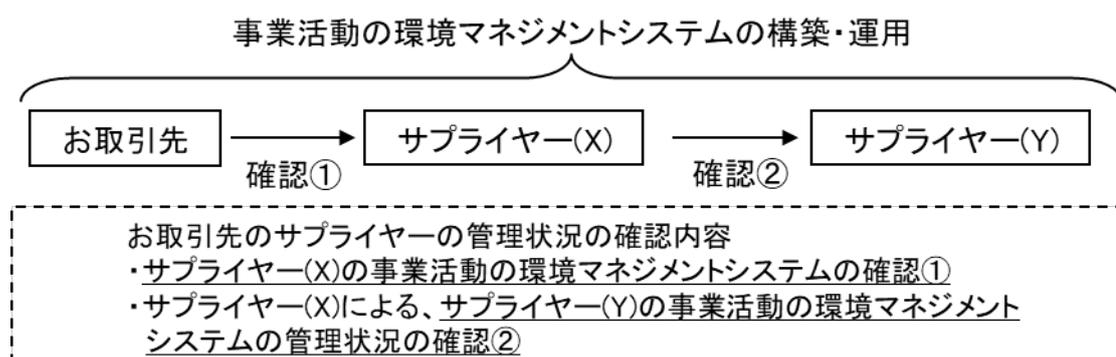
## 3. 環境情報に関わる次の化学物質について、物品調査で非含有と回答した場合、もしくは非含有を仕様等(図面、納入仕様書等)で指示した場合は、キヤノンに納入する物品に当該化学物質が含有されないこと。

- ・ 環境ラベル対象物質(添付資料 2“2D 事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質”)
- ・ 顧客要求等への対応が必要な化学物質(例：添付資料 2“2E LBP(レーザープリンタ)使用部品の使用禁止物質”)
- ・ 法規制等と社会動向により追加する化学物質

## 8. 要求事項の解説

### ①事業活動の環境マネジメントシステムに関する要求事項

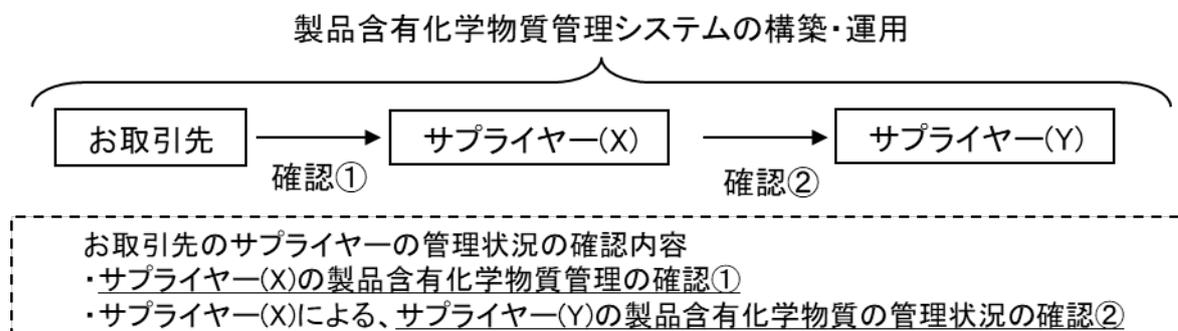
- (1)環境マネジメントシステムの「構築」とは、方針の策定、環境側面の特定等を誰が、どのように実施するか、「責任」と「手順」を文書化していることを指します。「運用」とは、決められた責任と手順にしたがい実施し、記録することを指します。また、「責任」とは、責任者または委員会等の組織のことを指します。なお、製品含有化学物質管理の単位は「組織」です。「組織」とは、会社、事業部、事業所等を指します。組織全体で実施項目に不足がないよう注意してください。また、「トップマネジメント」とは、最高位で組織を指揮し、管理する個人またはグループです。
- (2)お取引先が、すでにISO14001等の環境負荷低減に向けたシステムを構築・運用し、本基準書の「要求事項」を満たしている場合、新たにシステムを構築する必要はありません。
- (3)地球環境保全活動を進めるために、サプライチェーンを通じたすべてのサプライヤーが事業活動の環境負荷低減に向けて、環境マネジメントシステムを構築し、運用する必要があります。したがって、お取引先(商社の場合も含む)がサプライヤー(X)を選定または継続する際に、お取引先のサプライヤー(X)に対し環境マネジメントシステムを要求し、確認する必要があります(要求事項AとB)。サプライヤー(X)の確認には、さらに上流のサプライヤー(Y)に対する環境マネジメントシステムの管理状況を確認することも含んでいます。



### ②製品含有化学物質管理に関する要求事項

- (1)「製品含有化学物質管理」とは、サプライチェーンを通じてキヤノンに納入する物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みを指します。お取引先が、お取引先のサプライヤーから納入される物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みも含まれます。
- (2)製品含有化学物質管理の実施項目については、「製品含有化学物質管理ガイドライン」をご参照ください。「実施内容」は、異なる業種を考慮したサプライチェーン全体での共通的な表現になっています。実際の実施にあたっては、「回答例、管理の注意ポイント」の趣旨にしたがい、各社の状況に応じて具体的な内容に置き換えて対応してください。

- (3)製品の含有化学物質情報を確実にするために、サプライチェーンを通じたすべてのサプライヤーが製品含有化学物質管理を構築し、運用する必要があります。したがって、お取引先(商社の場合も含む)がサプライヤー(X)を選定または継続する際に、お取引先のサプライヤー(X)に対し製品含有化学物質管理を要求し、確認する必要があります(要求事項CとD)。サプライヤー(X)の確認には、さらに上流のサプライヤー(Y)に対する製品含有化学物質の管理状況を確認することも含んでいます。



- (4)お取引先が、すでに ISO14001、ISO9001 等のシステムを構築し、運用している場合、既存のシステムを有効活用することを推奨します。
- (5)製品環境影響物質以外に、環境ラベルを取得する製品を構成する物品に対しその環境ラベル基準により使用を禁止または制限されている化学物質、またキヤノンの OEM 先(顧客)から使用を禁止または制限を要求される化学物質があります。そのため、お取引先が物品調査で非含有とご回答いただいた場合は、当該化学物質の非含有を維持していただく必要があります。また、該当する物品をキヤノンに納入していただくお取引先には、当該化学物質の非含有を図面、納入仕様書等で指示する場合があります。
- ・ 環境ラベル対象物質の例：事務機製品が取得をすすめているブルーエンジェル(添付資料 2「2D 事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質」)
  - ・ 顧客要求等への対応が必要な化学物質の例：LBP 製品の使用部品(添付資料 2「2E LBP(レーザープリンタ)使用部品の使用禁止物質」)

### ③キヤノンへの連絡

- (1)サプライチェーンを通じて、設計変更、工程変更等が発生する場合は、その情報を事前にご提供ください。
- (2)サプライチェーンを通じて、次に該当する場合は速やかにキヤノンにご連絡ください。
- ・ キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売を行う事業所に係る環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項に関し、公的機関から事業所の責任者に対し、改善に必要な措置をとることを命じられた場合または罰則を科せられた場合
  - ・ キヤノンに納入する物品が、「D：物品のパフォーマンスに関する要求事項」に適合しないことが判明した場合

## 9. キヤノンの評価

### ①取引先環境評価

#### (1)取引先環境評価の手順

図 1：4つの枠組みの「A：事業活動の環境マネジメントシステム」、「B：事業活動のパフォーマンス」、および「C：製品含有化学物質管理」に関する取引先環境評価の手順は、次のとおりです。（「図 2 取引先環境評価フロー」参照）

- (a)キヤノンは、お取引開始前に自己評価結果のご提出を依頼します。お取引開始後は、少なくとも2年に1回以上ご提出を依頼します。
- (b)お取引先は、「要求事項」に対する活動状況を自己評価し、結果をキヤノンが指定するフォーマットでご提出ください。フォーマットはキヤノンホームページからダウンロードできます。  
また、自己評価結果の他に、「事業活動の環境マネジメントシステム」と「製品含有化学物質管理システム」の構築・運用状況を確認できる資料のご提出を依頼する場合があります。
- (c)キヤノンは、ご提出いただいた自己評価結果を基に、図 1 の「A：事業活動の環境マネジメントシステム」、「B：事業活動のパフォーマンス」および「C：製品含有化学物質管理」の要求事項が満たされていることを評価し、判定します。
- (d)キヤノンが評価した結果をお取引先にお知らせいたします。

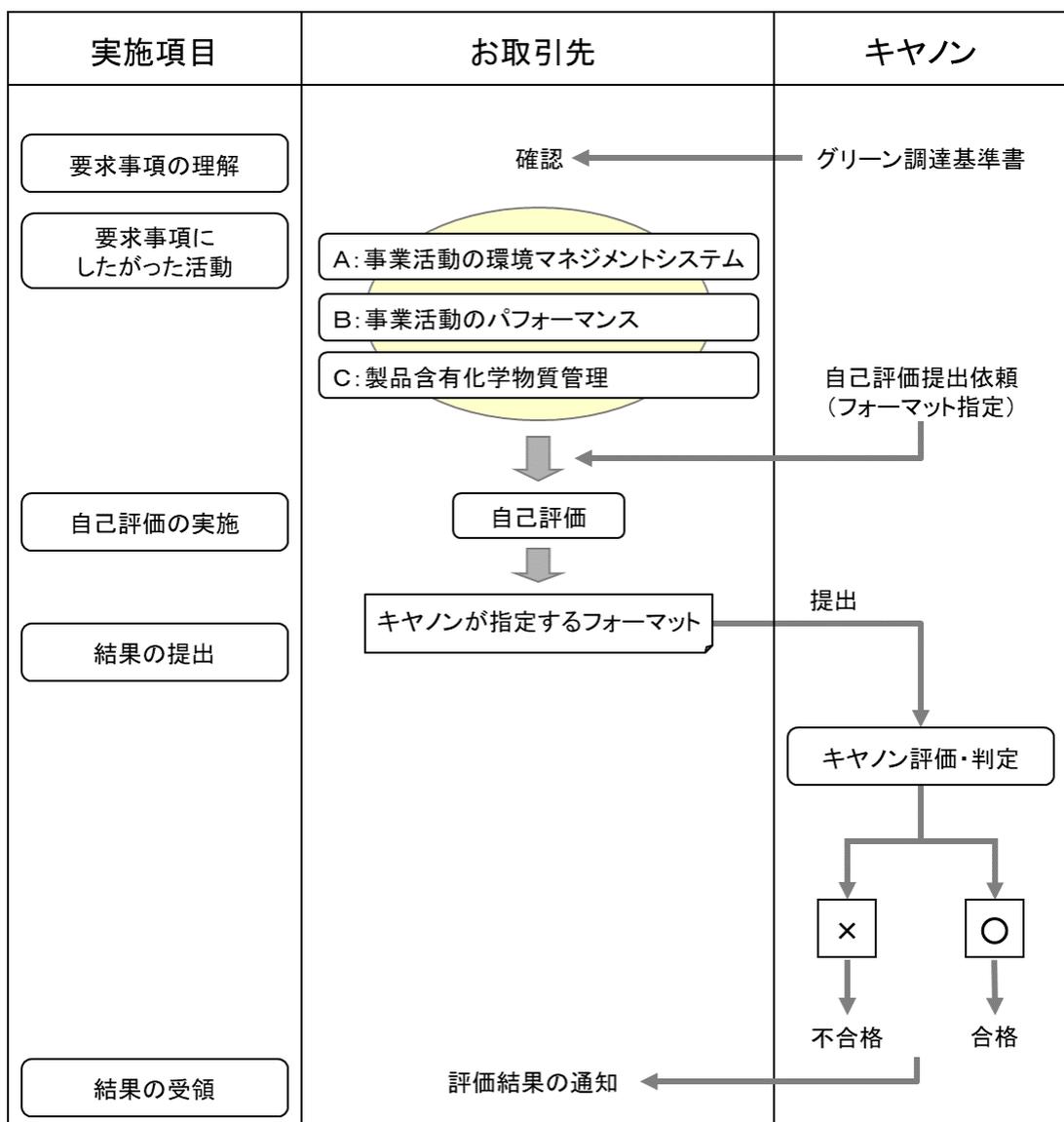


図 2 : 取引先環境評価フロー

## (2)「自己評価」の対象

## (a)対象となる会社

次のいずれかに該当する会社が対象となります。

## ①お取引先(キヤノンと直接お取引きしているお取引先)

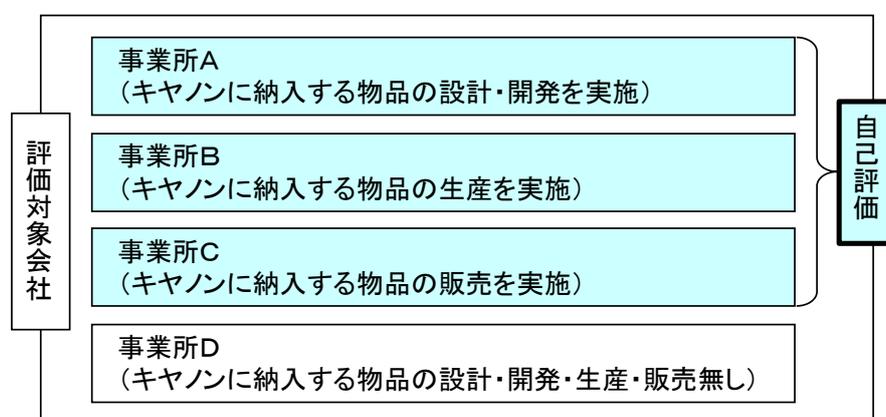
なお、お取引先が商社で、現時点でお取引先が本基準書に基づく購買管理ができていない場合は、サプライヤーの管理状況の確認に関し、お取引先の責任のもと、当面キヤノンが協力し、キヤノンに納入する物品の製造業者または委託先の事業所・工場を確認します。

## ②サプライチェーンを通じた次の会社

- ・ キヤノンが指定した部品・材料(樹脂材料、薄鋼板、汎用電気部品等)製造業者
- ・ キヤノンが特定の事業者へ加工等を委託するよう指定した委託先

## (b)対象となる事業所・工場

キヤノンに納入する物品の設計・開発・生産・販売を行うすべての事業所・工場が対象となります。



なお、図1：4つの枠組みの「C：製品含有化学物質管理」の評価は、製品含有化学物質管理が事業所・工場だけで完結しない場合は、事業所・工場以外も評価対象となります。

(例)事業所・工場は製造のみで、本社(親企業)が設計・使用する部材の選定を実施している場合は、本社部門(親企業)も含めて評価の対象です。

また、同一の製品含有化学物質管理システムを構築・運用している場合は、グループ単位で評価することもあります。

## ②物品評価

### (1)物品評価の手順

図 1 の「D：物品のパフォーマンス」に関する個々の物品に対する評価の手順は、次のとおりです。

(「図 3 物品評価フロー」参照)

(a)お取引先は、キヤノンに納入する物品の製品環境影響物質情報をあらかじめ確認してください。

(b)キヤノンからお取引先に、取引対象物品に関する物品調査に関して、下記①、②にて依頼いたします。

なお、①、②に相当する依頼を別の方法/書式にてお願いする場合もございます。

#### ①「chemSHERPA-AI ファイル」、「chemSHERPA-CI ファイル」

「chemSHERPA-AI ファイル」の記入は以下の通りです。

- ・ 遵法判断情報（SVHC を含有する場合、SCIP 情報を含む）：必須
- ・ 成分情報：必須

また、「chemSHERPA-CI ファイル」の記入は以下の通りです。

- ・ 成分情報：必須

ご記入にあたっては、chemSHERPA で提供するデータ作成支援ツールの利用が可能です。

ツールを用いた詳しい回答方法については、chemSHERPA で提供するマニュアル、利用ルールをご参照ください。なお、ツールとマニュアルは、下記 URL からダウンロードしてください。

<https://chemsherpa.net/tool>

#### ②「キヤノン包装材調査票」、「キヤノン追加調査票」

本調査は chemSHERPA での調査対象とは別に、次の要件を把握する場合に使用し、必要に応じて調査を依頼します。

- ・ chemSHERPA で対象となっていない本基準書で定める製品環境影響物質
- ・ 環境ラベル取得に関わる材料情報、化学物質情報等を必要とする場合  
必要とする情報の一例：エコマーク、ブルーエンジェルの事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質
- ・ 包装材、電池等の特定用途における環境法規制対応上、調査を必要とする場合
- ・ 社会動向、法規制動向により把握する必要があると判断された環境情報を把握する必要がある場合
- ・ 顧客要求等への対応を必要とする場合

詳しい回答方法については、キヤノンが別途発行している回答マニュアルをご参照ください。

[https://global.canon/ja/procurement/green03.html#annual\\_area](https://global.canon/ja/procurement/green03.html#annual_area)

(c)依頼された調査票に回答を記入し、ご提出ください。

(d)設計変更、工程変更等が発生する場合は、その情報を事前にご提供ください。物品調査のご回答に変化が生じる可能性がある場合は、含有化学物質を再調査しパフォーマンスを再評価します。

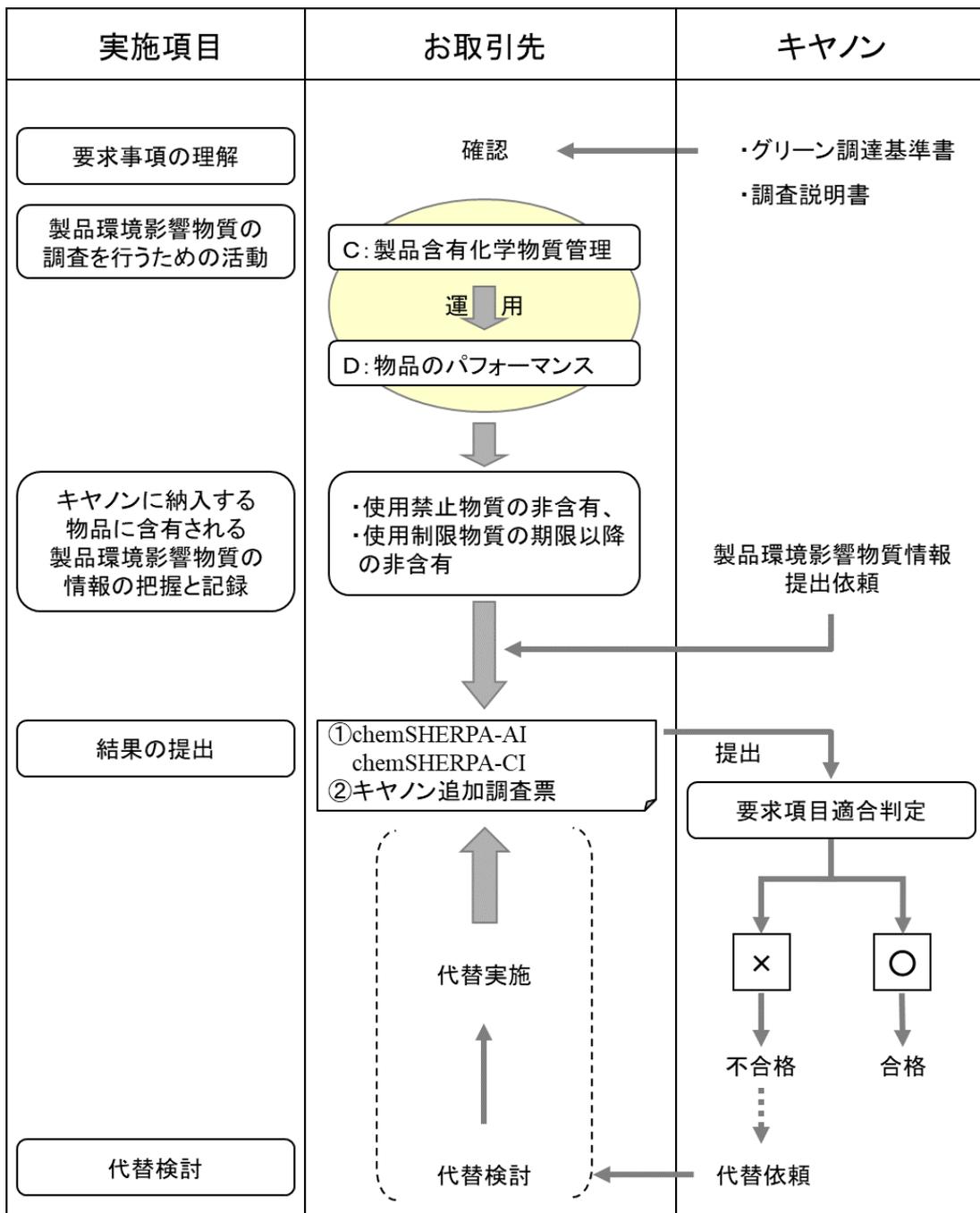


図 3：物品評価フロー

## 10. 情報の取扱い

お取引先から製品含有化学物質管理の目的でご提供いただいた情報は、キヤノン内で開示、共有させていただきます。お取引先よりご提供いただいた情報は、次の場合、ご提供いただいた状態のまま、または、加工した状態で、キヤノン外の第三者に提供することがあります。

- ①各国司法機関または行政機関等から、法令に基づき情報の開示または提供を命じられた場合の開示または提示のための利用
- ②法令に基づき監査を実施する監査法人等に対し、情報を開示または提示のための利用
- ③各種認証機関への認証取得および維持に伴い、情報を開示または提供するための利用
- ④重要顧客、機関投資家、市民団体からの開示要請に基づき、情報を開示または提供するための利用

開示に不都合があるお取引先はキヤノンにご連絡ください。なお、個人情報の取扱いに関しては、キヤノンのホームページをご参照ください。

上記④については、ご提供いただいた情報をそのままの形で第三者に開示または提供する場合には、事前にお取引先にご連絡します。情報を加工した状態とは、例えば、ご提供いただいた情報を元に、キヤノンの製品関連情報の一部として第三者に開示する場合などがあります。

## 11. 改訂に伴う取扱い

キヤノン グリーン調達基準書改訂確認\*の取扱いは次のとおりです。

- ①次の(1)(2)の改訂において、キヤノンと直接お取引きしているお取引先に対しては、キヤノン グリーン調達基準書改訂確認\*を依頼します。
  - (1)要求事項の改訂
  - (2)「1A 使用禁止物質」、「2A 使用禁止物質」、「3A 包装材と印刷物のみの追加使用禁止物質」、「4A 車載製品のみ追加使用禁止物質」、「5A 皮革/繊維製品のみ追加使用禁止物質」、「2B 使用制限物質」(納入禁止までの期限が1年以内)の改訂（新規に禁止、制限する物質が追加された場合）
- ②次の(1)～(3)の改訂において、キヤノン グリーン調達基準書改訂確認\*を依頼しませんが、改訂内容を含めた本基準書の遵守が必要です。
  - (1)「1B 削減対象物質」、「2B 使用制限物質」(納入禁止までの期限が1年以上)、  
「2C 含有管理物質」の改訂
  - (2)要求事項を補足する改訂
  - (3)誤記修正

\*キヤノン グリーン調達基準書改訂確認は、お取引先より本基準書の遵守の確認として、本基準書の改訂の際に実施する事項です。

## 12. 適用開始日

本基準書は、2024年9月1日より適用を開始します。

## Ver.16.0における主な変更点

本文

D：物品のパフォーマンスに関する要求事項において『2. 化学物質情報の提供』を追加。

法規制およびエコラベルの物質に関する情報提供要求に対応するために、納入物品について、化学物質ごとの識別子や濃度などの情報を提供していただくことを明記した。

添付資料 1 「製造環境影響物質リスト」

- ・「1A 使用禁止物質」に以下の4物質/群 (No.38～41) を追加。
  - ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質
  - メトキシクロル
  - デクロランプラス
  - UV-328

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

- ・「2A 使用禁止物質」に以下の5物質/群 (No.41、42、43、45、46) を追加。
  - ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩
  - PFHxS 関連物質
  - ペンタクロロフェノールとその塩およびエステル
  - 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス"™)
  - 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)
- ・「2A 使用禁止物質」における以下の2物質/群 (No.38、45) の閾値を変更。
  - ハロゲン系難燃剤
  - 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス"™)
- ・5A 使用禁止物質 (皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質) を新設。
- ・「2B 使用制限物質」に以下の1物質群 (No.1) を追加。
  - ハロゲン系難燃剤
- ・「2B 使用制限物質」における以下の物質/群 (No.2、3) の対象を変更。
  - ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxA)とその塩
  - PFHxA 関連物質
- ・「2C 含有管理物質」に以下の物質 (No.21) を追加。
  - フタル酸ジイソオクチル(DIOP)
- ・「付表 2C-1 含有管理物質(REACH 規則 認可対象候補物質)」に以下の10物質/群 (No.111～120) を追加。
  - 4,4'-ジクロロジフェニルスルホン
  - ジフェニル-2,4,6-トリメチルベンゾイルホスフィン=オキシド
  - デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)
  - ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)
  - ペンタデカフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム (APFO)
  - 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール
  - 2-[2-ヒドロキシ-5-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェニル]ベンゾトリアゾール
  - 2-(ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン
  - プメトリゾール (UV-326)
  - 2-フェニルプロペンとフェノールのオリゴマー化及びアルキル化反応生成物

グリーン調達に関する各種資料、調査票等は、次の URL からダウンロードできます。

日本語サイト (日本語・英語・中国語)

<https://global.canon/ja/procurement/green03.html>

英語サイト (英語・中国語)

<https://global.canon/en/procurement/green03.html>

お問い合わせ先

お取引しているキャノンの調達窓口

---

キャノン グリーン調達基準書 Ver.16.0

発行 キャノン株式会社 2024年7月

---

© 1997 CANON INC.

## 添付資料 1 「製造環境影響物質リスト」

本添付資料 1 は、キヤノン グリーン調達基準書で定める、製造環境影響物質の管理基準を定めたリストです。キヤノンに納入する物品の生産・販売の過程においては、「製造環境影響物質リスト」の管理基準を満たしてください。

1A 使用禁止物質

1B 削減対象物質

**1A 使用禁止物質（キヤノンに納入する物品の生産・販売の過程で使用を禁止する化学物質）****1A-1 モントリオール議定書（附属書A/B/C/E対象物質）**

No.	CAS番号	物質名	英語名
1	—	CFCs	CFCs
2	—	ハロン	Halon
3	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
4	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
5	—	HCFCs	HCFCs
6	—	HBFCs	HBFCs
7	74-97-5	ブロモクロロメタン	Bromochloromethane
8	74-83-9	臭化メチル	Methyl bromide

**1A-2 石綿の使用における安全に関する条約**

No.	CAS番号	物質名	英語名
9	—	石綿（アスベスト）	Asbestos

**1A-3 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（附属書A/B対象物質）**

No.	CAS番号	物質名	英語名
10	—	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	Polychlorinated biphenyls (PCB)
11	—	ポリ塩化ナフタレン（塩素数2 以上のもの）	Polychlorinated naphthalene (2 or more chlorine atoms)
12	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene
13	309-00-2	アルドリン	Aldrin
14	60-57-1	ディルドリン	Dieldrin
15	72-20-8	エンドリン	Endrin
16	50-29-3	DDT	DDT
17	57-74-9	クロルデン	Chlordane
18	76-44-8	ペプタクロル	Heptachlor
19	8001-35-2	トキサフェン	Toxaphene
20	2385-85-5	マイレックス	Mirex
21	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン（別名：ヘキサクロロプタ-1,3-ジエン）	Hexachlorobutadiene
22	—	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩 <sup>a)</sup> およびペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）＝フルオリド（別名PFOSF）	Perfluorooctane sulfonic acid (PFOS) and its salts Perfluorooctane sulfonyl fluoride(PFOSF)
23	608-93-5	ペンタクロロベンゼン	Pentachlorobenzene
24	319-84-6	α-ヘキサクロロシクロヘキサン	Alpha hexachlorocyclohexane
25	319-85-7	β-ヘキサクロロシクロヘキサン	Beta hexachlorocyclohexane
26	58-89-9	リンデン（別名：γ-ヘキサクロロシクロヘキサン）	Lindane
27	143-50-0	クロルデコン	Chlordecone
28	36355-01-8	ヘキサブロモビフェニル	Hexabromobiphenyl
29	—	テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテル	Tetrabromodiphenyl ether and pentabromodiphenyl ether
30	—	ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル	Hexabromodiphenyl ether and heptabromodiphenyl ether
31	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	エンドスルファン	Technical endosulfan and its related isomers

## 1A-3 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（附属書A/B対象物質）

No.	CAS番号	物質名	英語名
32	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7	ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane
33	—	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	Pentachlorophenol and its salts and esters
34	85535-84-8 68920-70-7 71011-12-6 85536-22-7 85681-73-8 108171-26-2	ポリ塩化直鎖パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	Short-chain chlorinated paraffins (Alkanes, C10-13, chloro): straight-chain chlorinated hydrocarbons with chain lengths ranging from C10 to C13 and a content of chlorine greater than 48 per cent by weight
35	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	Decabromodiphenyl ether (commercial mixture, c-decaBDE)
36	115-32-2 10606-46-9	ジコホル	Dicofol
37	—	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及びPFOA関連物質	Perfluorooctanoic acid(PFOA), its salts and PFOA-related compounds
38	—	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及びPFHxS関連物質	Perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS), its salts and PFHxS-related compounds
39	72-43-5 30667-99-3 76733-77-2 255065-25-9 255065-26-0 59424-81-6 1348358-72-4	メトキシクロル	Methoxychlor
40	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3	デクロランプラス	Dechlorane Plus
41	25973-55-1	UV-328	UV-328

## 【注記a)】

ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 又はその塩は次の用途では使用することができる。

- ・エッチング剤 (圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。) の製造
- ・半導体用のレジストの製造
- ・業務用写真フィルムの製造

**1A-4 土壌汚染防止のための使用禁止物質（キヤノン基準）**

No.	CAS番号	物質名	英語名
(3)	56-23-5	四塩化炭素 <sup>a)</sup>	Carbon tetrachloride
42	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane
43	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	Vinylidene (di) chloride
44	540-59-0 156-59-2 156-60-5	1,2-ジクロロエチレン	1,2-Dichloroethylene
45	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン	1,3-dichloropropene
46	75-09-2	ジクロロメタン	Dichloromethane
47	127-18-4	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene
(4)	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン <sup>a)</sup>	1,1,1-Trichloroethane
48	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane
49	79-01-6	トリクロロエチレン	Trichloroethylene
50	71-43-2	ベンゼン	Benzene
51	75-01-4	クロロエチレン <sup>b)</sup>	Chloroethylene
【注記a)】 当該物質は他のカテゴリ（国際条約）で禁止している物質であるが、土壌汚染防止の重要性に鑑み、重複し挙げている。			
【注記b)】 当該物質は樹脂、塗料などを合成する際の原料としての用途では禁止の対象としない。			

**1A-5 人の健康に重要な影響を及ぼす物質（キヤノン基準）**

No.	CAS番号	物質名	英語名
52	—	黄りんマッチ（黄りん）	Tetraphosphorus
53	—	ベンジジン及びその塩	Benzidine and its salts
54	—	4-アミノジフェニル及びその塩	4-Aminobiphenyl and its salts
55	—	4-ニトロジフェニル及びその塩	4-Nitrobiphenyl and its salts
56	—	ビス（クロロメチル）エーテル	Bis(chloromethyl) ether
57	—	β-ナフチルアミン及びその塩	β-Naphthylamine and its salts
【注記】 上記は日本における「労働安全衛生法」の製造禁止物質をもとにキヤノンとして設定している。 労働安全衛生法では他に石綿、ベンゼン含有ゴム（ベンゼン容量:>5%）が製造禁止物質として規制されている。			

**1B 削減対象物質（キヤノンに納入する物品の生産・販売の過程で使用する削減を要する化学物質）**

現時点で該当する物質は存在しません。			
【注記】 将来、新たな「削減対象物質」を定める可能性があります。			

## 添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質（キヤノンに納入する製品/包装への含有を禁止する化学物質）

3A 包装材と印刷物のみの追加使用禁止物質

4A 車載製品のための追加使用禁止物質

5A 皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質

付表 2A-1 使用禁止対象物質詳細

付表 5A-1 皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質詳細

付表 2A-2 電池中への重金属含有禁止項目

付表 2A-3 EU RoHS 指令における適用除外項目

付表 2A-4 EU RoHS 指令における製品カテゴリ

付表 4A-1 EU ELV 指令における適用除外項目

2B 使用制限物質（キヤノンに納入する製品/包装に対し、キヤノンが含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質）

2C 含有管理物質（キヤノンに納入する製品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質）

付表 2C-1 含有管理物質(REACH 規則 認可対象候補物質)

2D 事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質（エコマーク、ブルーエンジェル）

2E LBP（レーザープリンタ）使用部品の使用禁止物質

3E LBP（レーザープリンタ）使用包装材の使用禁止物質

2F 医療機器製品における管理対象物質

参照法規制等および表記番号

## 2A 使用禁止物質（キヤノンに納入する製品/包装への含有を禁止する化学物質）

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
1	カドミウム/カドミウム化合物	—	電池を除く全製品	均質材料中のカドミウムの0.01重量% (100ppm)	付表2A-3	1,2,3,4,5-1	00010
2			電池	付表2A-2(電池中への重金属含有禁止項目) 参照			00011
3	六価クロム化合物	—	全製品	均質材料中の六価クロムの0.1重量% (100ppm)	付表2A-3	1,2,3,4	00012
4	鉛/鉛化合物	—	電池を除く全製品	均質材料中の鉛の0.1重量% (100ppm)	付表2A-3	1,2,3,4,5-1	00021
5			主として12歳以下の子供向けの消費者製品	製品中の鉛の0.01重量% (100ppm)	—	13	00022
6			子供向けの玩具及び製品の塗料又は表面塗装	表面塗装中の鉛の0.009重量% (90ppm)	—	13	00023
7			熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表面被覆材中の鉛の0.03重量% (300ppm)	—	6	00024
8			電池	付表2A-2(電池中への重金属含有禁止項目) 参照			00025
9	水銀/水銀化合物	—	電池を除く全製品	意図的添加または均質材料中の水銀の0.1重量% (1000ppm)	付表2A-3	1,2,3,4,5-1,31	00029
10			電池	付表2A-2(電池中への重金属含有禁止項目) 参照			00030 00132
11	アスベスト類	—	全製品	意図的添加	—	5-1,7,8	00003
12	ビス[トリブチルスチタンニル]オキシド (TBTO)	56-35-9	全製品	意図的添加 <sup>a)</sup>	—	9	00054
13	ジブチルスズ化合物 (DBT)	—	全製品	部品中のスズの0.1重量% (1000ppm)	—	5-1	00014
14	ジブチルスズ化合物 (DOT)	—	(1)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品 (2)育児製品 (3)2液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2シーラントモールドイングキット)	部品中のスズの0.1重量% (1000ppm)	—	5-1	00015

## 2A 使用禁止物質(キヤノンに納入する製品/包装への含有を禁止する化学物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
15	三置換有機スズ化合物	—	全製品	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の0.1重量% (1000ppm)	—	5-1,9,11	00055
16	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	—	全製品	均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	—	1,2,4	00044
17	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	—	全製品	意図的添加 または均質材料の0.1重量% (1000ppm) <sup>a)</sup>	—	1,2,4,9	00045
18	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	付表2A-1(使用禁止対象物質詳細1)参照	全製品	意図的添加 または成形品中の0.01重量% (100ppm) <sup>a)</sup>	—	9,10	00020
19	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) 及び特定代替品	付表2A-1(使用禁止対象物質詳細2)参照	全製品	意図的添加 <sup>a)</sup>	—	5-1,7,9,10	00046
20	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	—	全製品	材料中の0.005重量% (50ppm)	—	5-1	00047
21	ポリ塩化ナフタレン類(PCN類)	—	全製品	意図的添加 <sup>a)</sup>	—	9,10	00048
22	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10~13)	—	全製品	意図的添加または成形品中の0.1重量% (1000ppm) <sup>a)</sup>	—	9,10,39	00052
23	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	—	織物またはその他のコートされた材料	意図的添加 またはコートされた材料の1 $\mu\text{g}/\text{m}^2$ <sup>a)</sup>	—	9,10,12	00124
24			織物とその他のコートされた材料を除く全製品	意図的添加 または部品中の0.1重量% (1000ppm)(PFOSの合計として) <sup>a)</sup>	—	9,10,12	00125
25	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF <sub>6</sub> , HFC)	付表2A-1(使用禁止対象物質詳細3)参照	全製品	意図的添加	付表2A-1(使用禁止対象物質詳細3)に示す対象以外	14	00018
26	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他)	付表2A-1(使用禁止対象物質詳細4)参照	全製品	意図的添加	—	15,16,17	00032
27	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	全製品	意図的添加 <sup>a)</sup>	—	9	00035
28	ジメチル=フマラート	624-49-7	全製品	部品中の0.00001重量% (0.1ppm)	—	5-1	00016

## 2A 使用禁止物質(キヤノンに納入する製品/包装への含有を禁止する化学物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
29	特定多環芳香族炭化水素 (PAH)	付表2A-1(使用禁止対象物質詳細5)参照	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の0.0001重量% (1ppm)	—	5-1	00108, 00109, 00110, 00111, 00112, 00113, 00114, 00115
30			直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の0.00005重量% (0.5ppm)	—		00116, 00117, 00118, 00119, 00120, 00121, 00122, 00123
31	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	全製品	均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	—	1	00038
32	ジブチルフタレート(DBP)	84-74-2	全製品	均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	—	1	00039
33	ベンジル=ブタン-1-イル=フタレート(BBP)	85-68-7	全製品	均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	—	1	00040
34	ジイソブチル=フタレート (DIBP)	84-69-5	全製品	均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	—	1	00041
35	フタル酸エステル類 グループ1 (BBP, DBP, DEHP, DIBP)	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	(1)包装材 (2)販促材、製品アクセサリ	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料中の0.1重量% (1000ppm)	—	5-1	00036
36	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩	—	全製品	意図的添加またはPFOAとその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量% (25ppb) <sup>a)</sup>	—	9,10	00160
37	PFOA関連物質	—	全製品	意図的添加またはPFOA関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量% (1000ppb)	—	10	00161
38	ハロゲン系難燃剤	—	100cm <sup>2</sup> を超えるスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体およびスタンド	均質材料中のハロゲン成分の0.1重量%(1000ppm)	—	45	00171
39	C9-C14 PFCA及びその塩	—	全製品	C9-C14のPFCA及びその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量% (25ppb)	—	5-1	00182
40	C9-C14 PFCA関連物質	—	全製品	C9-C14のPFCA関連物質の合計で成形品や混合物中の0.000026重量% (260ppb)	—	5-1	00183

## 2A 使用禁止物質(キヤノンに納入する製品/包装への含有を禁止する化学物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
41	ペルフルオロヘキサンルホン酸 (PFHxS) とその塩	—	全製品	意図的添加またはPFHxSとその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量% (25ppb) <sup>a)</sup>	—	9,10	—
42	PFHxS関連物質	—	全製品	意図的添加またはPFHxS関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量% (1000ppb)	—	10	—
43	ペンタクロロフェノールとその塩およびエステル	—	全製品	PCP (その塩とエステルを含む) の意図的添加または成形品や混合物中の0.0005重量% (5ppm) <sup>a)</sup>	—	9,10	00201
44	イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1)) <sup>b)</sup>	68937-41-7	全製品	意図的添加	—	7	00174
45	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス" <sup>TM</sup> ) <sup>c)</sup>	—	全製品	意図的添加または成形品中の0.0001重量% (1ppm) <sup>a)</sup>	—	9,10	00147
46	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1	全製品	意図的添加	—	10	00130

## 【2A全体への注記】

・表中の「対象物質/CAS番号」欄は、対象物質がCAS番号で特定されている場合にCAS番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。

・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は（参照法規制等および表記番号）を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したのではない。

## 【注記a) 化審法第一種特定化学物質の閾値に関する注記】

該当の化学物質が副生成物として微量含有されている場合は、以下を確認すること。

・対象物品が日本国内で製造されている場合は、該当の化学物質を含有する原料が「利用可能な最良の技術（BAT; Best Available Technology）」または経済産業省が認めた自主管理値未満である原料であること。

・対象物品が日本国外で製造されている場合は、「第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品」に該当しないこと。

## 【注記b) イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1)) に関する注記】

・潤滑剤については、2028年10月30日まで納入可能。（期限については、法規制の状況により変更になる可能性がある。）

## 【注記c) デクロランプラスに関する注記】

・医療用画像装置および放射線治療装置については、2029年2月25日まで納入可能。（期限については、法規制の状況により変更になる可能性がある。）

**3A 包装材と印刷物のみの追加使用禁止物質**

下表に記した物質/物質群は包装材と印刷物のみを対象として、2Aに加えて適用される。

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制
1	四重金属（カドミウム/六価クロム/ 鉛/水銀、および各々の化合物）	—	包装材	意図的添加または均質材料中のカドミウム、水銀、六価クロム、鉛の合計の0.01重量%（100ppm）	—	23,24
2	ヒ素化合物	—	木材防腐剤	意図的添加	—	5-1
3	塩化コバルト	—	乾燥剤内のインジケータ	意図的添加	—	5-1
4	ポリ塩化ビニル/ポリ塩化ビニリデン	—	包装材	意図的添加	—	25
5	1～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素（MOAH）	—	包装材、印刷物	インキ中の0.1重量%（1000ppm）	—	47
6	3～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素（MOAH）	—	包装材、印刷物	インキ中の0.0001重量%（1ppm）	—	47
7	16～35個の炭素原子をもつ鉱物油飽和炭化水素（MOSH）	—	包装材、印刷物	インキ中の0.1重量%（1000ppm）	—	47

**[3A全体への注記]**

・表中の「対象物質/CAS番号」欄は、対象物質がCAS番号で特定されている場合にCAS番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。

・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は（参照法規制等および表記番号）を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したものではない。

**4A 車載製品のみ追加使用禁止物質**

下表に記した物質/物質群は車載製品のみを対象として、2Aに加えて適用される。

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制
1	カドミウム/カドミウム化合物	—	車載製品	均質材料中のカドミウムの0.01重量%（100ppm）	付表4A-1	44
2	六価クロム化合物	—	車載製品	均質材料中の六価クロムの0.1重量%（1000ppm）	付表4A-1	44
3	鉛/鉛化合物	—	車載製品	均質材料中の鉛の0.1重量%（1000ppm）	付表4A-1	44
4	水銀/水銀化合物	—	車載製品	均質材料中の水銀の0.1重量%（1000ppm）	付表4A-1	44

**[4A全体への注記]**

・表中の「対象物質/CAS番号」欄は、対象物質がCAS番号で特定されている場合にCAS番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。

・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は（参照法規制等および表記番号）を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したものではない。

## 5A 使用禁止物質（皮革/繊維製品のみ追加使用禁止物質）

下表に記した物質/物質群は皮革/繊維製品のみを対象として、2Aに加えて適用される。

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
1	カドミウム/カドミウム化合物	—	(1) 衣料品または服飾装身具 (2) 衣料品以外の繊維であって、通常又は合理的に予見される使用条件の下で、衣料品と同程度に人の皮膚に接触するもの (3) 履物	材料中のカドミウムの0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
2	六価クロム化合物	—		材料中の六価クロムの0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
3	ヒ素化合物	—		材料中のヒ素の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
4	鉛/鉛化合物	—		材料中の鉛の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
5	ベンゼン	71-43-2		材料中の0.0005重量%(5ppm)	—	5-1	—
6	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
7	ベンゾ[b]フルオランテン	205-99-2		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
8	ベンゾ[a]ピレン	50-32-8		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
9	ベンゾ[e]ピレン	192-97-2		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
10	ベンゾ[j]フルオランテン	205-82-3		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
11	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
12	クリセン	218-01-9		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
13	ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
14	p-(トリクロロメチル)クロロベンゼン	5216-25-1		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
15	ベンジリジン=トリクロリド	98-07-7		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
16	(クロロメチル)ベンゼン	100-44-7		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
17	ホルムアルデヒド	50-00-0		材料中の0.0075重量%(75ppm)	—	5-1	00019
18	ジアルキル(C=6~8、分枝、C7に富む)=フタラート	71888-89-6		材料中の0.1重量%(1000ppm) <sup>a)</sup>	—	5-1	—
19	ビス(2-メトキシエチル)=フタラート	117-82-8		材料中の0.1重量%(1000ppm) <sup>a)</sup>	—	5-1	—
20	ジイソベンチル=フタラート	605-50-5		材料中の0.1重量%(1000ppm) <sup>a)</sup>	—	5-1	—
21	フタル酸ジベンチル、フタル酸ジアミル (DPP)	131-18-0		材料中の0.1重量%(1000ppm) <sup>a)</sup>	—	5-1	—
22	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	84-75-3		材料中の0.1重量%(1000ppm) <sup>a)</sup>	—	5-1	—
23	1-メチル-2-ピロリドン	872-50-4		材料中の0.3重量%(3000ppm)	—	5-1	—
24	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5		材料中の0.3重量%(3000ppm)	—	5-1	—
25	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2		材料中の0.3重量%(3000ppm)	—	5-1	—
26	1,4,7,8-テトラアミノアントラキノ	2475-45-8		材料中の0.005重量%(50ppm)	—	5-1	—

## 5A 使用禁止物質（皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質）

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
27	4,4'-(4-イミノシクロヘキサ-2,5-ジエニル)ジメチルジアニリン塩酸塩	569-61-9	(1) 衣料品または服飾装身具 (2) 衣料品以外の繊維であって、通常又は合理的に予見される使用条件の下で、衣料品と同程度に人の皮膚に接触するもの (3) 履物	材料中の0.005重量%(50ppm)	—	5-1	—
28	ジメチル(4-{ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチリデン}シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イルイデン)アンモニウムクロリド	548-62-9		材料中の0.005重量%(50ppm)	—	5-1	—
29	4-クロロ-2-メチルアニリン塩酸塩	3165-93-3		材料中の0.003重量%(30ppm)	—	5-1	—
30	2-ナフタレンアミン・酢酸	553-00-4		材料中の0.003重量%(30ppm)	—	5-1	—
31	4-メトキシベンゼン-1,3-ジアミン=モノスルファート	39156-41-7		材料中の0.003重量%(30ppm)	—	5-1	—
32	2,4,5-トリメチルアニリン塩酸塩	21436-97-5		材料中の0.003重量%(30ppm)	—	5-1	—
33	キノリン	91-22-5		材料中の0.005重量%(50ppm)	—	5-1	—
34	塩素化フェノール類	—	皮革製品（天然皮革、天然毛皮が製品表面の60%以上を占めるもの）	均質材料中の0.0005重量%(5ppm)	—	50	—
35	三置換有機スズ化合物	—	皮革製品（天然皮革、人造皮革、天然毛皮が製品表面の60%以上を占めるもの）	コーティング、プリント中の0.0001重量%(1ppm)	—	50	—
36	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	—	織物/皮革製品	生成アミン【付表 5A-1（皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質詳細）参照】が仕上がり織物/皮革製品の0.003重量%（30ppm）	—	5-1	00004
37	パー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	—	繊維製品	意図的添加または全有機フッ素として部品中の0.005重量%（50ppm） <sup>b)</sup>	—	49	—

## 【5A全体への注記】

・表中の「対象物質/CAS番号」欄は、対象物質がCAS番号で特定されている場合にCAS番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「-」を表記している。  
・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は（参照法規制等および表記番号）を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したのではない。

## 【注記a） 閾値に関する注記】

・閾値については、本表記載の他のフタル酸エステル類、または規則(EC) No 1272/2008 付属書VI第3部において、発がん性、変異原性または生殖毒性、カテゴリ-1Aまたは1Bのいずれかの危険有害性クラスに分類され、EU REACH付属書XVIIに収載されている他のフタル酸エステル類との合計となる。

## 【注記b） 閾値に関する注記】

・閾値について、2025年12月31日までは「意図的添加または全有機フッ素として部品中の0.01重量%(100ppm)」となる。

付表2A-1 使用禁止対象物質詳細1

No.	物質/物質群	対象物質	CAS番号
18	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4
		1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	3194-55-6
		$\alpha$ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6
		$\beta$ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7
		$\gamma$ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8

付表2A-1 使用禁止対象物質詳細2

No.	物質/物質群	対象物質	CAS番号
19	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類及び 特定代替品	ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	1336-36-3
		モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 141)	76253-60-6
		モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
		モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン (DBBT)	99688-47-8

付表2A-1 使用禁止対象物質詳細3

No.	物質/物質群	対象物質	CAS番号
25	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF <sub>6</sub> , HFC)	テトラフルオロメタン (PFC-14)	75-73-0
		ヘキサフルオロエタン (PFC-116)	76-16-4
		オクタフルオロプロパン (PFC-218)	76-19-7
		デカフルオロブタン (PFC-31-10)	355-25-9
		ドデカフルオロペンタン (PFC-41-12)	678-26-2
		テトラデカフルオロヘキサン (PFC-51-14)	355-42-0
		オクタフルオロシクロブタン (PFC-c318)	115-25-3
		6フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	2551-62-4
		トリフルオロメタン (HFC-23)	75-46-7
		ジフルオロメタン (HFC-32)	75-10-5
		フッ化メチル (HFC-41)	593-53-3
		2H,3H-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	138495-42-8
		ペンタフルオロエタン (HFC-125)	354-33-6
		1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	359-35-3
		1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	811-97-2
		1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	75-37-6
		1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	430-66-0
		1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	420-46-2
		2H-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	431-89-0
		1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	677-56-5
		1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	431-63-0
		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	690-39-1
		1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	679-86-7
1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	460-73-1		
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	406-58-6		
	<p>&lt;対象&gt; 以下の物質において、それぞれの用途で意図的添加がある場合</p> <p>(1) PFCs, HFCs, SF<sub>6</sub></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 使い捨て容器、窓、履物、タイヤ</li> <li>- 構成要素が1種類の発泡剤(EU各国の安全基準を満たすために必要とされる場合を除く)</li> </ul> <p>(2) HFCs, PFCs</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 直接蒸発する開放系システムに含まれる冷媒</li> </ul> <p>(3) PFCs, HFC-23</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 防火設備</li> </ul> <p>(4) HFCs(GWP<sup>a)</sup>150以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新型のエアゾール(娯楽、装飾を目的とした煙霧発生器)</li> <li>- 家庭用冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>- 工業用エアゾール製品</li> <li>- 固定冷蔵機器(GWP2500以上)、業務用冷蔵庫・冷凍庫(GWP2500以上)、移動型室内用エアコン、断熱・防音等の目的で使用されるフォーム(押出ポリスチレン)</li> <li>- 業務用冷蔵庫・冷凍庫(GWP2500未満)、40kW以上の業務用集中管理冷蔵装置</li> <li>- 断熱、防音等の目的で使用されるフォーム(その他フォーム)</li> <li>- 3キロボルト未満のFガスを含むスプリット型エアコン(GWP750以上)</li> </ul> <p>【注記a】 GWP(Global Warming Potential)：地球温暖化係数</p>		

付表2A-1 使用禁止対象物質詳細4

No.	物質/物質群	モントリオール議定書 附属書Aに記載されている物質					
26	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他)	グループI	CFCl <sub>3</sub> (CFC-11)	グループII	CF <sub>2</sub> BrCl(halon-1211)		
			CF <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-12)		CF <sub>3</sub> Br(halon-1301)		
			C <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> (CFC-113)		C <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Br <sub>2</sub> (halon-2402)		
			C <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-114)	—	—		
			C <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl(CFC-115)	—	—		
		モントリオール議定書 附属書Bに記載されている物質					
		グループI	CF <sub>3</sub> Cl(CFC-13)	グループI	C <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>5</sub> (CFC-213)		
			C <sub>2</sub> FCl <sub>5</sub> (CFC-111)		C <sub>3</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>4</sub> (CFC-214)		
			C <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub> (CFC-112)		C <sub>3</sub> F <sub>5</sub> Cl <sub>3</sub> (CFC-215)		
			C <sub>3</sub> FCl <sub>7</sub> (CFC-211)		C <sub>3</sub> F <sub>6</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-216)		
			C <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>6</sub> (CFC-212)		C <sub>3</sub> F <sub>7</sub> Cl(CFC-217)		
		グループII	CCl <sub>4</sub> 四塩化炭素				
		グループIII	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> 1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム) (注)1,1,2-トリクロロエタンを指さない。				
		モントリオール議定書 附属書Cに記載されている物質					
		—	—	異性体の数			
		グループI	CHFCl <sub>2</sub> (HCFC-21)	1			
			CHF <sub>2</sub> Cl(HCFC-22)	1			
			CH <sub>2</sub> FCl(HCFC-31)	1			
			C <sub>2</sub> HFCl <sub>4</sub> (HCFC-121)	2			
			C <sub>2</sub> HF <sub>2</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-122)	3			
			C <sub>2</sub> HF <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-123)	3			
			CHCl <sub>2</sub> CF <sub>3</sub> (HCFC-123) <sup>a)</sup>	—			
			C <sub>2</sub> HF <sub>4</sub> Cl(HCFC-124)	2			
			CHFClCF <sub>3</sub> (HCFC-124) <sup>a)</sup>	—			
			C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>3</sub> (HCFC-131)	3			
			C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-132)	4			
			C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl(HCFC-133)	3			
			C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> FCl <sub>2</sub> (HCFC-141)	3			
			CH <sub>3</sub> CFCl <sub>2</sub> (HCFC-141b) <sup>a)</sup>	—			
			C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Cl(HCFC-142)	3			
CH <sub>3</sub> CF <sub>2</sub> Cl(HCFC-142b) <sup>a)</sup>	—						
C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> FCl(HCFC-151)	2						
C <sub>3</sub> HFCl <sub>6</sub> (HCFC-221)	5						
C <sub>3</sub> HF <sub>2</sub> Cl <sub>5</sub> (HCFC-222)	9						
C <sub>3</sub> HF <sub>3</sub> Cl <sub>4</sub> (HCFC-223)	12						
C <sub>3</sub> HF <sub>4</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-224)	12						
C <sub>3</sub> HF <sub>5</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-225)	9						
CF <sub>3</sub> CF <sub>2</sub> CHCl <sub>2</sub> (HCFC-225ca) <sup>a)</sup>	—						
CF <sub>2</sub> ClCF <sub>2</sub> CHClF(HCFC-225cb) <sup>a)</sup>	—						
C <sub>3</sub> HF <sub>6</sub> Cl(HCFC-226)	5						
C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>5</sub> (HCFC-231)	9						
C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub> (HCFC-232)	16						
C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-233)	18						
C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-234)	16						
C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl(HCFC-235)	9						
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> FCl <sub>4</sub> (HCFC-241)	12						
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-242)	18						
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-243)	18						
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>4</sub> Cl(HCFC-244)	12						
C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> FCl <sub>3</sub> (HCFC-251)	12						
C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-252)	16						
C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>3</sub> Cl(HCFC-253)	12						
C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> FCl <sub>2</sub> (HCFC-261)	9						
C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> F <sub>2</sub> Cl(HCFC-262)	9						
C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> FCl(HCFC-271)	5						

付表2A-1 使用禁止対象物質詳細4

No.	物質/物質群	モントリオール議定書 附属書Cに記載されている物質					
		—	—	異性体の数	—	異性体の数	
26	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他) 続き	グループII	CH <sub>2</sub> FBr <sub>2</sub>	1	CH <sub>2</sub> FBr	1	
			CHF <sub>2</sub> Br(HBFC-22B1)	1	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FBr <sub>4</sub>	2	
			C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>3</sub>	3	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Br <sub>2</sub>	3	
			C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Br	2	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Br <sub>3</sub>	3	
			C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>2</sub>	4	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Br	3	
			C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>2</sub>	3	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Br	3	
			C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> FBr	2	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>6</sub>	5	
			C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>5</sub>	9	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Br <sub>4</sub>	12	
			C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Br <sub>3</sub>	12	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Br <sub>2</sub>	9	
			C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>6</sub> Br	5	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Br <sub>5</sub>	9	
			C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>4</sub>	16	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Br <sub>3</sub>	18	
			C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Br <sub>2</sub>	16	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Br	8	
			C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>4</sub>	12	C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>3</sub>	18	
			C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Br <sub>2</sub>	18	C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>4</sub> Br	12	
			C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>3</sub>	12	C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>2</sub>	16	
			C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>3</sub> Br	12	C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>2</sub>	9	
			C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> F <sub>2</sub> Br	9	C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> FBr	5	
			グループIII	CH <sub>2</sub> BrCl プロモクロロメタン			
		モントリオール議定書 附属書Eに記載されている物質					
		グループI	CH <sub>3</sub> Br 臭化メチル				

【注記a】  
・商業上使われる可能性の最も高い物質を示したものである。

付表2A-1 使用禁止対象物質詳細5

No.	物質/物質群	対象物質	CAS番号	IEC62474 DSLのID
29,30	特定多環芳香族炭化水素 (PAH)	ベンゾ(a)ピレン(BaP)	50-32-8	00108
				00116
		ベンゾ(e)ピレン(BeP)	192-97-2	00109
				00117
		ベンゾ(a)アントラセン(BaA)	56-55-3	00110
				00118
		クリセン(CHR)	218-01-9	00111
				00119
		ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA)	205-99-2	00112
				00120
		ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA)	205-82-3	00113
				00121
		ベンゾ(k)フルオランテン(BkFA)	207-08-9	00114
				00122
ジベンゾ(a,h)アントラセン(DBAhA)	53-70-3	00115		
		00123		

付表 5A-1 皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質詳細

No.	物質/物質群	芳香族アミンの名称	CAS番号
36	1つ以上のアゾ基の分解により生成する一部の芳香族アミン	ピフェニル-4-イルアミン	92-67-1
		ベンジジン	92-87-5
		4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
		2-ナフチルアミン	91-59-8
		2-メチル-4-(2-トリルジアゼニル)アニリン	97-56-3
		2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8
		4-クロロアニリン	106-47-8
		4-メトキシ-1,3-フェニレンジアミン	615-05-4
		4,4'-メチレンジアニン	101-77-9
		3,3'-ジクロロピフェニル-4,4'-ジイルジアミン	91-94-1
		3,3'-ジメチルベンジジン	119-90-4
		3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
		2,2'-ジメチル-4,4'-メチレンジアニン	838-88-0
		2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
		2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニン	101-14-4
		4,4'-オキシジアニン	101-80-4
		4,4'-スルファンジイルジアニン	139-65-1
		o-トルイジン	95-53-4
		4-メチル-1,3-フェニレンジアミン	95-80-7
		2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
2-メトキシアニン	90-04-0		
4-(フェニルジアゼニル)アニリン	60-09-3		

【注記】  
5Aにおける管理対象は、「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」である。これは、アゾ基の還元分解により本付表に記載するアミンを生成するアゾ化合物を指す。また、閾値0.003重量%（30ppm）は、アゾ染料・顔料ではなく、本付表に該当するアミンに適用される。

付表2A-2 電池中への重金属含有禁止項目

No.	物質/物質群	電池の種類	対象範囲	参照法規制
2	カドミウム/カドミウム化合物	A. 下記B項/C項を除く全ての電池	電池中に0.002重量%（20ppm）以上のカドミウムの含有がある場合 <除外項目> 下記の用途で使用される電池 ①緊急用照明を含む緊急用および警報システム ②医療機器	26,27,28
		B. マンガン電池、アルカリ電池	電池中に0.001重量%（10ppm）以上のカドミウムの含有がある場合	
		C. ニッケル水素(Ni-MH)二次電池（ボタン電池を除く）	電池中に0.001重量%（10ppm）以上のカドミウムの含有がある場合	26,28
8	鉛/鉛化合物	A. 下記B項を除く全ての電池	電池中に0.01重量%（100ppm）以上の鉛の含有がある場合	26,27,29,30
		B. アルカリ電池	電池中に0.004重量%（40ppm）以上の鉛の含有がある場合	
10	水銀/水銀化合物	A. 下記B項～D項を除く全ての電池	均質材料中に0.0005重量%（5ppm）以上の水銀の含有がある場合	26,27,28,31,32,33,34,35,36,37,38
		B. マンガン電池、アルカリ電池	①意図的添加 ②電池中に0.0001重量%（1ppm）以上、または均質材料中に0.0005重量%（5ppm）以上の水銀の含有がある場合	
		C. ニッケル水素(Ni-MH)二次電池(ボタン電池を除く)	電池中に0.0001重量%（1ppm）以上の、または均質材料中に0.0005重量%（5ppm）以上の水銀の含有がある場合	
		D. 酸化水銀電池、酸化水銀ボタン電池、空気亜鉛ボタン電池、酸化銀ボタン電池、消費者向け製品で使用される全てのボタン電池（アルカリボタン電池、マンガンボタン電池を除く）	意図的添加 ただし、不純物には上記A項が適用される。	
【注記 表中の電池の定義】 (1)マンガン電池：二酸化マンガンの正電極、亜鉛の負電極、非アルカリ性電解物からなる電池 (2)アルカリ電池：二酸化マンガンの正電極、亜鉛の負電極、アルカリ性電解物からなる電池 (3)ニッケル水素(Ni-MH)二次電池：ニッケル酸化物の正電極、水素吸蔵合金の負電極、アルカリ性電解物からなる電池 (4)酸化水銀電池：酸化第二水銀(mercuric-oxide)電極を使用する電池				

**付表 2A-3 EU RoHS指令における適用除外項目**

EU RoHS指令で規定される適用除外項目（除外の内容、対象となる物質群、カテゴリ）については、下記のIEC62474のサイトにある「Exemption Lists」を参照してください。

<https://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>

<p><u>IEC62474の「Exemption Lists」を参照する場合の注意</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU RoHS指令の附属書IIIにおける全カテゴリ共通の適用除外項目については、「EU-RoHS-AnnexIII」リストを参照してください。</li> <li>・EU RoHS指令の附属書IVにおけるカテゴリ8、9の適用除外項目については、「EU-RoHS-AnnexIV」リストを参照してください。</li> <li>・IEC62474のExemption Listsの内容は官報を元に記載されております。</li> <li>・Expiry Dateについては下記のEuropean Commissionのサイトより最新情報をご確認ください。</li> </ul> <p><a href="https://ec.europa.eu/environment/topics/waste-and-recycling/rohs-directive/implementation-rohs-directive_en">https://ec.europa.eu/environment/topics/waste-and-recycling/rohs-directive/implementation-rohs-directive_en</a></p>
--

**付表 2A-4 EU RoHS指令における製品カテゴリ**

EU RoHS指令におけるカテゴリは下表のようになっています。

カテゴリ 1	大型家庭用電気製品
カテゴリ 2	小型家庭用電気製品
カテゴリ 3	ITおよびテレコミュニケーション機器
カテゴリ 4	コンシューマ機器
カテゴリ 5	照明機器
カテゴリ 6	電動工具
カテゴリ 7	玩具、レジャーおよびスポーツ機器
カテゴリ 8	医療機器
カテゴリ 9	産業用含む、監視および制御機器
カテゴリ 10	自動販売機
カテゴリ 11	上記カテゴリに入らないその他の電気電子機器

## 付表 4A-1 EU ELV指令における適用除外項目

No.3 鉛/鉛化合物  
合金要素としての鉛

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
1(a)	最大0.35重量%の鉛を含む、機械加工目的の鋼鉄及びバッチ式溶融亜鉛メッキされた鋼鉄部品	—
1(b)	最大0.35重量%の鉛を含む、連続亜鉛めっきされた鋼板	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
2(a)	最大2.0重量%の鉛を含む、機械加工目的のアルミニウム	2005年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
2(b)	最大1.5重量%の鉛を含む、鉛を含有するアルミニウム	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
2(c)(i)	最大0.4重量%の鉛を含む、機械加工目的の鉛を含有するアルミニウム合金	2028年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
2(c)(ii)	最大0.4重量%の鉛を含む、2(c)(i)以外の機械加工目的の鉛を含有するアルミニウム合金* *鉛が意図的に使われたものではなく、リサイクルしたアルミニウムの中に含まれていたもののみが該当	免除範囲と期限は2024年に見直す。
3	最大4重量%の鉛を含む、銅合金	免除範囲と期限は2025年に見直す。
4(a)	ベアリングシェルおよびブッシュ	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
4(b)	エンジン、トランスミッション、エアコンコンプレッサのベアリングシェルおよびブッシュ	2011年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品

No.3 鉛/鉛化合物  
構成部品中の鉛および鉛化合物

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
5(a)	M1 および N1 車両の駆動目的のみの高電圧バッテリー*の鉛 * 欧州議会および一定の上限電圧以下で使用する電気機器に関する加盟国法規の調和に関する審議会（2006年12月12日開催）による指令 2006/95/EC において定義される 75V DC 超の電圧を有するシステム。	2019年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
5(b)(i)	(1)12V 電池中の鉛 (2)自動車の型式認証と市場監視に関する規則 2018/858/EUの第3条で定義する特別目的車両用の24V電池中の鉛	免除範囲と期限は2025年に見直す。
5(b)(ii)	5(a)または5(b)(i)に含まれない電池中の鉛	2024年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
6	消振ダンパー	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
7(a)	ブレーキホース、燃料ホース、エアベンチレーションホースのエラストマー、シャシー装備のエラストマー/金属パーツ、エンジンマウント部品の加硫剤及び安定剤	2005年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
7(b)	最大0.5重量%の鉛を含む、ブレーキホース、燃料ホース、エアベンチレーションホースのエラストマー、シャシー装備のエラストマー/金属パーツ、エンジンマウント部品の加硫剤及び安定剤	2006年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
7(c)	最大0.5重量%の鉛を含む、パワートレイン装備でのエラストマーの接着剤	2009年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
8(a)	電気および電子部品を電子基板に取り付けるためのハンダ用鉛およびコンポーネント・ピンまたは電子基板上でアルミニウム電解コンデンサ以外のコンポーネント終端処理の仕上げ剤に使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(b)	電子基板またはガラス上のハンダ付け以外の電気装備のハンダ用鉛	2011年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(c)	アルミニウム電解コンデンサ終端処理の仕上げ剤に使用する鉛	2013年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(d)	マス・エアフロー・センサーのガラス上のハンダ付けに使用する鉛	2015年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(e)	高融点ハンダの鉛（すなわち、85重量%以上の鉛を含有する鉛基合金）	免除範囲と期限は2024年に見直す。
8(f)(a)	コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用する鉛	2017年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(f)(b)	コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用する鉛：車両ハーネス・コネクタのはめ合い部分以外	2024年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

付表 4A-1 EU ELV指令における適用除外項目

## No.3 鉛/鉛化合物

## 構成部品中の鉛および鉛化合物

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
8(g)(i)	集積回路チップ・チップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の持続可能な電気接続を完全にするためのハンダに含まれる鉛	2022年10月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(g)(ii)	集積回路チップ・チップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の持続可能な電気接続を完全にするためのハンダに含まれる鉛で、以下のいずれかの電気接続から構成されるもの (i) 90nm 以上の半導体テクノロジー・ノード (ii) 半導体テクノロジー・ノードとして 300 mm <sup>2</sup> 以上の単一ダイ (iii) 300 mm <sup>2</sup> 以上のダイを積み上げたパッケージ または 300 mm <sup>2</sup> 以上のシリコンインターポーザー（基材）	2022年10月1日以降に型式認可された車両およびその交換部品
8(h)	投射部最低 1cm <sup>2</sup> のチップサイズおよび最低 1A/mm <sup>2</sup> のシリコンチップ・エリア公称電流密度を持つパワー半導体アセンブリのヒートシンクにヒートスプレッドを取り付けるハンダに使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(i)	積層グレイジングのハンダ付けを除くガラス上の電気的グレイジングのハンダ用鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(j)	積層グレイジングのハンダ付け用鉛	2020年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(k)	0.5 A 以上の熱流を用いた積層グレイジングのハンダ付けでその厚さが 2.1 mm 以下のもの。この免除は、中間ポリマーに埋め込まれた接点へのはんだ 付けには適用されない。	2024年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
9	バルブシート	2003年7月1日より前に開発されたエンジンの交換部品
10(a)	ガラスまたはセラミック、ガラスまたはセラミックマトリックス化合物、ガラスセラミック材またはガラスセラミックマトリックス化合物に鉛を含む電気及び電子部品。この免除は、以下の鉛の 使用は対象としない。 -電球(バルブ)のガラスと点火プラグのガラス質釉薬 -10(b)、10(c)および 10(d)に記載された部品のセラミック 誘電物質	—
10(b)	集積回路またはディスクリート半導体の一部であるコンデンサの PZT ベース誘電セラミック材料に使用する鉛	—
10(c)	定格電圧 125V AC または 250V DC 未満のコンデンサの誘電セラミック材料に使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
10(d)	超音波ソナーシステムの温度関連偏差を補償するコンデンサの誘電セラミック材料に使用する鉛	2017年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
11	火工品のイニシエータ	2006年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
12	排気熱の回収により CO <sub>2</sub> 排出を削減する自動車用電気アプリケーションに使用する鉛含有熱電材料	2019年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

## No.2 六価クロム化合物

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
13(a)	防錆コーティング	2007年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
13(b)	シャシー用ボルト及びナットの防錆コーティング	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
14	吸収式冷蔵庫のカーボン・スチール冷却システムの防錆用六価クロムで、冷却溶液中に 0.75w% まで含まれるもの (i) 電気ヒーターで完全または部分的に動作するように設計されており、一定の稼働条件で平均使用電力入力が 75W 未満のもの (ii) 電気ヒーターで完全または部分的に動作するように設計されており、一定の稼働条件で平均使用電力入力が 75W 以上のもの (iii) 非電気ヒーターで完全に動作するように設計されているもの	(i) 2020年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品 (ii) 2026年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

## No.4 水銀/水銀化合物

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
15(a)	ヘッドライトのディスチャージランプ	2012年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
15(b)	インストパネルディスプレイの蛍光管	2012年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

## No.1 カドミウム/カドミウム化合物

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
16	電気自動車のバッテリー	2008年12月31日より前に市場投入された車両の交換部品

## 2B 使用制限物質(キヤノンに納入する製品/包装に対し、キヤノンが含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	納入可能期限	IEC62474 DSLのID
1	ハロゲン系難燃剤 <sup>b)</sup>	—	120Vコンセント、電池で動く電気電子製品のプラスチック製外装	均質材料中の (1) 臭素として0.1% (1000ppm) または (2) 塩素として0.1% (1000ppm) または (3) フッ素として0.1% (1000ppm) かつ リン0.5%(5000ppm)未満	—	51	2025年12月31日	—
2	ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩	—	(1) 一般消費者向けの衣料品および服飾装身具に使用される織物、皮革、毛皮および皮革	PFHxAとその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量% (25ppb)	—	5-1	2025年12月31日 <sup>a)</sup>	—
3	PFHxA関連物質	—	(2) 一般消費者向けの履物	PFHxA関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量% (1000ppb)	—	5-1	2025年12月31日 <sup>a)</sup>	—
4	1,1'-(エタン-1,2-ジイル)ビス[2,3,4,5,6-ペンタプロモベンゼン](DBDPE)	84852-53-9	全製品	意図的添加	—	12	2026年12月31日 <sup>a)</sup>	—
<p>【2B全体への注記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表中の「対象物質/CAS番号」欄は、対象物質がCAS番号で特定されている場合にCAS番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。</li> <li>表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は（参照法規制等および表記番号）を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したのではない。</li> </ul>								
<p>【注記a)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期限については、法規制の状況により変更になる可能性がある。</li> </ul>								
<p>【注記b)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2A No.38に使用禁止物質としても記載。“100cm<sup>2</sup>を超えるスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体およびスタンド”については納入禁止。</li> </ul>								

## 2C 含有管理物質(キヤノンに納入する製品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
1	ニッケル/ニッケル化合物	—	長期間皮膚に接触する可能性のある製品	意図的添加	—	5-1	00031
2	放射性物質	—	全製品	意図的添加	—	18,19,20	00049
3	酸化ベリリウム	1304-56-9	全製品	製品中の0.1重量% (1000ppm)	—	42	00005
4	過塩素酸塩	—	全製品	電池または構成部品の 6E-7重量% (0.006ppm)	—	21	00033
5	臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE類および HBCDDを除く)	—	積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	プラスチック材料中の臭素として0.1重量% (1000ppm)	—	40	00009
6			積層プリント配線基板	基板中の臭素の含有合計で0.09重量% (900ppm)	—	41	00008
7	塩素系難燃剤 (CFR)	—	積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	プラスチック材料中の塩素の0.1重量% (1000ppm)	—	40	00062
8			積層プリント配線基板	基板中塩素の含有合計で0.09重量% (900ppm)	—	41	00063
9	ポリ塩化ビニル (PVC) /PVCコポリマー <sup>a)</sup>	—	プラスチック材料	材料中の塩素の含有合計で0.1重量% (1000ppm)	—	—	—
10	ホルムアルデヒド	50-00-0	織物	織物製品の0.0075重量% (75ppm)	—	22	00019
11	フタル酸エステル類 グループ2 (DIDP, DINP, DNOP)	28553-12-0 68515-48-0 26761-40-0 68515-49-1 117-84-0	全製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量% (1000ppm)	—	5-1,13	00037
12	フタル酸ジイソニル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0	全製品	意図的添加	—	6	00107
13	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	68515-49-1 26761-40-0	全製品	意図的添加	—	6	00090

## 2C 含有管理物質(キヤノンに納入する製品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
14	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	84-75-3	全製品	意図的添加または成形 品中の0.1重量% (1000ppm)	—	5-2,6	00091
15	4,4'-イソプロピリデンジフェ ノール (ビスフェノールA)	80-05-7	全製品	意図的添加または成形 品中の0.1重量% (1000ppm)	—	5-2,6	00141
16	2,2'-ビス(4'-ヒドロキシ- 3',5'-ジプロモフェニル)プロ パン	79-94-7	全製品	均質材料中の0.1重 量% (1000ppm)	—	1	—
17	中鎖型塩化パラフィン (MCCP)炭素数14~17	—	全製品	均質材料中の0.1重 量% (1000ppm)	—	1	—
18	コバルト/コバルト化合物	—	コンピューターサーバーおよびオ ンラインデータストレージ製品に 使用される電池	意図的添加	—	46	00175
19	ネオジム/ネオジム化合物	—	コンピューターサーバーおよびオ ンラインデータストレージ製品に 使用されるHDD	意図的添加	—	46	00176
20	パー及びポリフルオロアルキ ル化合物(PFAS) <sup>b)</sup>	—	全製品	意図的添加	—	48	00193
21	フタル酸ジイソオクチル (DIOP)	27554-26-3	全製品	成形品や混合物中の 0.1重量% (1000ppm)	—	47	—
22	REACH規則 認可対象候補物質	付表2C-1 (REACH規則 認可対象候補物 質) 参照	全製品	成形品中の0.1重量% (1000ppm)	—	5-2	—

## 【2C全体への注記】

・表中の「対象物質/CAS番号」欄は、対象物質がCAS番号で特定されている場合にCAS番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。

・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は（参照法規制等および表記番号）を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したものではない。

## 【注記a)】

・「ポリ塩化ビニル (PVC) /PVCコポリマー」に関しては、必要に応じて個別に調査依頼をさせていただく場合があります。

## 【注記b)】

・5A No.37に使用禁止物質としても記載。繊維製品については納入禁止。

## 付表 2C-1 含有管理物質(REACH規則 認可対象候補物質)

付表2C-1に記したREACH規則 認可対象候補物質は、成形品中※に0.1重量%（1000ppm）以上の含有がある場合、含有管理物質に該当します。ただし、備考欄に記載のあるもので、2A、3A、4A（使用禁止物質）および2B（使用制限物質）の要件に該当する場合は、各々の要求事項が優先されます。

※ここでいう「成形品」とは、「機能を発現する最小部品単位」とします。（この解釈は、REACH規則の含有濃度算出における分母（成形品）についての2015年9月の欧州司法裁判所の判決で示された法的解釈に基づくものです。）

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	備考	IEC62474 DSLのID
1	五酸化二ヒ素	1303-28-2	木材防腐剤として使用する場合は 3A No.2（ヒ素化合物）により使用禁止。	00001
2	三酸化二ヒ素	1327-53-3		00002
3	二塩化コバルト(II)	7646-79-9	乾燥材内インジケータとして使用する場合は 3A No.3(塩化コバルト)により使用禁止。	00013
4	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	2A No.31-34および35に該当する場合は使用禁止。	00038
5	ジブチルフタレート(DBP)	84-74-2		00039
6	ベンジル=ブタン-1-イル=フタレート(BBP)	85-68-7		00040
7	ジイソブチル=フタレート	84-69-5		00041
8	クロム酸鉛(II)	7758-97-6	2A No.3(六価クロム化合物), No.4-8（鉛/鉛化合物）の対象範囲に該当する場 合は使用禁止。	00026
9	C.I.ピグメントレッド104	12656-85-8		00027
10	C.I.ピグメントイエロー-34	1344-37-2		00028
11	耐火セラミック繊維 (RCF)、アルミノ珪酸塩	—	—	00050
12	耐火セラミック繊維 (RCF)、ジルコニアアルミノ珪酸塩	—	—	00051
13	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート	115-96-8	—	00056
14	ホウ酸	—	—	00007
15	四ホウ酸二ナトリウム無水物	—	—	00017
16	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物	12267-73-1	—	00163
17	ジアルキル(C=6~8、分枝、C7に含む)=フタレート	71888-89-6	—	00042
18	ジアルキル(C=7~11、分岐、線型)=フタレート	68515-42-4	—	00043
19	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	2A No.3（六価クロム化合物）の対象範囲に該当す る場合は使用禁止。	00053
20	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5		00060
21	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	11103-86-9		00061
22	ビス(2-メトキシエチル)=フタレート	117-82-8	—	00059
23	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	—	00058
24	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	140-66-9	—	00057
25	三酸化二ホウ素	1303-86-2	—	00075
26	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン (TEGDME ; トリグライム)	112-49-2	—	00066
27	1,2-ジメトキシエタン ; エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)	110-71-4	—	00068
28	四酸化三鉛	1314-41-6	2A No.4-8（鉛/鉛化合物）の対象範囲に該当す る場合は使用禁止。	00071
29	酸化硫酸二鉛	12036-76-9		00085
30	亜硫酸と鉛の塩(二塩基性)	62229-08-7		00065
31	三酸化硫酸四鉛	12202-17-4		00070
32	四酸化硫酸五鉛	12065-90-6		00073

付表2C-1 含有管理物質(REACH規則 認可対象候補物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	備考	IEC62474 DSLのID
33	二硝酸鉛	10099-74-8	2A No.4-8 (鉛/鉛化合物) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00089
34	三酸化チタン鉛	12060-00-3		00083
35	チタン酸ジルコニウム酸鉛	12626-81-2		00084
36	二酸化ホスホン酸三鉛	12141-20-7		00067
37	ケイ酸とバリウムの塩(1:1)(鉛ドープ)	68784-75-8		00079
38	脂肪酸(C16-C18)と鉛の塩	91031-62-8		00088
39	ジオキソ(ジステアラト)三鉛	12578-12-0		00087
40	シアナミド鉛	20837-86-9		00077
41	ジオキソ(フタラト)三鉛	69011-06-9		00086
42	パイロクロア、C.I. ピグメントイエロー41	8012-00-8		00072
43	ジクロロジブチルスズ (DBTC)	683-18-1	2A No.13 (ジブチルスズ化合物(DBT)) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00076
44	ジイソペンチル=フタラート	605-50-5	—	00081
45	N-ベンチル-イソペンチルフタル酸	776297-69-9	—	00082
46	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	—	—	00092
47	ジペンチル(分枝および直鎖)=フタラート	84777-06-0	—	00080
48	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	—	00074
49	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	—	00078
50	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	織物製品/皮革製品において、4-アミノアゾベンゼンの生成/含有が0.003重量% (30ppm) を超えるアゾ染料・顔料については、5A No.36 (一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料) により使用禁止。	00069
51	カドミウム	7440-43-9	2A No.1-2 (カドミウム/カドミウム化合物) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00093
52	酸化カドミウム	1306-19-0		00094
53	硫化カドミウム	1306-23-6		00099
54	水酸化カドミウム	21041-95-2		00146
55	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル (DPP)	131-18-0	—	00095
56	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	—	—	00098
57	トリス(ジメチルフェニル)=ホスファート	25155-23-1	—	00100
58	イミダゾリジン-2-チオン(2-イミダゾリジン-2-チオール)	96-45-7	—	00105
59	C.I.ダイレクトブラック38	1937-37-7	—	00126
60	3,3'-(ピフェニル-4,4'-ジイルビスアゾ)ビス(4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸ナトリウム) (C.I. ダイレクトレッド 28)	573-58-0	—	00102
61	ジヘキシル(分岐、線型)=フタラート	68515-50-4	—	00106
62	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1	2A No.46に使用禁止物質として掲載。納入禁止。	00130
63	ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジオクタン-1-イルスタンナンジイル)ビス(スルファンジイル)]ジアセタート	15571-58-1	2A No.14 (ジオクチルスズ化合物(DOT)) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00128
64	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTEとMOT Eを構成要素とする物質)	—		00129

付表2C-1 含有管理物質(REACH規則 認可対象候補物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	備考	IEC62474 DSLのID
65	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステルまたはデシル、ヘキシル、オクチルジエステルの混合物	—	—	00131
66	1,3-プロパンスルトン	1120-71-4	—	00133
67	2-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール[別名：2-(3,5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール]	3864-99-1	—	00134
68	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール	36437-37-3	—	00135
69	パーフルオロノナン-1-酸とそのナトリウム及びアンモニウム塩類	—	—	00140
70	ベンゾ[a]ピレン	50-32-8	2A No. 29-30 (特定多環芳香族炭化水素 (PAH) ) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00138
71	ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA) およびそのナトリウムとアンモニウム塩	—	—	00142
72	ペルフルオロヘキサ-1-スルホン酸及びその塩	—	—	00143
73	クリセン	218-01-9	2A No. 29-30 (特定多環芳香族炭化水素 (PAH) ) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00144
74	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	2A No. 29-30 (特定多環芳香族炭化水素 (PAH) ) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00145
75	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.1.16.9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス" <sup>TM</sup> )	—	2A No.45に使用禁止物質として掲載。納入禁止。	00147
76	ベンゾ[g,h,i]ペリレン	191-24-2	—	00148
77	2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチルシクロテトラシロキサ	556-67-2	—	00149
78	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10-デカメチルシクロペンタシロキサ	541-02-6	—	00150
79	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-ドデカメチルシクロヘキサシロキサ	540-97-6	—	00151
80	八ホウ酸二ナトリウムアンヒドヒド酸	12008-41-2	—	00152
81	水素化テルフェニル	61788-32-7	—	00153
82	鉛	7439-92-1	2A No.4-8 (鉛/鉛化合物) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00154
83	ジシクロヘキサ-1-イル=フタレート	84-61-7	—	00139
84	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン	6807-17-6	—	00155
85	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9	2A No. 29-30 (特定多環芳香族炭化水素 (PAH) ) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00156
86	フルオランテン	206-44-0	—	00157
87	フェナントレン	85-01-8	—	00158
88	ピレン	129-00-0	—	00159
89	分岐及び直鎖型4-ノニルフェノールエトキシレートを含む亜リン酸トリス (4-ノニルフェニル、分岐及び直鎖型) (TNPP)	—	—	00162
90	ジイソヘキシル=フタレート	71850-09-4	—	00164

付表2C-1 含有管理物質(REACH規則 認可対象候補物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	備考	IEC62474 DSLのID
91	パーフルオロブタンスルホン酸 (PFBS) とその塩	—	—	00165
92	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	84-75-3	2C No.14として記載。意図的添加でも管理が必要。	00091
93	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)	80-05-7	2C No.15として記載。意図的添加でも管理が必要。	00141
94	スズ, ジブチルビス(2,4-ペンタンジオナト-O,O')-, (OC-6-11)-	22673-19-4	2A No.13 (ジブチルスズ化合物(DBT)) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00170
95	テトラエチレングリコールジメチルエーテル	143-24-8	—	00172
96	ジオクチルビス[(1-オキソドデシル)オキシ]スズ、スタンナン、ジオクチル-, ビス(ココアシロキシ)誘導体及びその他の全てのスタンナン、ジオクチル-, ビス(脂肪酸アシルオキシ)誘導体ただし脂肪酸アシルオキシ部分の炭素数が主にC12であるもの	—	2A No.14 (ジオクチルスズ化合物(DOT)) の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00173
97	4,4'-(1-メチルプロピリデン)ビスフェノール	77-40-7	—	00177
98	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)	—	2C No.17として記載。均質材料中0.1重量%の閾値においても管理が必要。	00178
99	ホウ酸のナトリウム塩	—	—	00179
100	4-ノニルフェノール(分岐及び直鎖型)	—	—	00180
101	2,2'-メチレンビス(4-メチル-6-tert-ブチルフェノール)	119-47-1	—	00181
102	1,2-ビス(2,4,6-トリプロモフェノキシ)エタン	37853-59-1	—	00184
103	2,2'-ビス(4'-ヒドロキシ-3',5'-ジプロモフェニル)プロパン	79-94-7	2C No.16として記載。均質材料中0.1重量%の閾値においても管理が必要。	00185
104	4,4'-スルホニルジフェノール	80-09-1	—	00186
105	ビス(ジオキソホウ酸)バリウム	13701-59-2	—	00187
106	ビス(2-エチルヘキシル)=テトラプロモフタレート	—	—	00188
107	イソブチル=4-ヒドロキシベンゾアート	4247-02-3	—	00189
108	メラミン	108-78-1	—	00190
109	パーフルオロヘプタン酸とその塩	—	—	00191
110	2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン-2-イル)モルフォリン及び2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(ヘプタフルオロピル)モルフォリンを構成要素とする物質	—	—	00192
111	4,4'-ジクロロジフェニルスルホン	80-07-9	—	00194
112	ジフェニル-2,4,6-トリメチルベンゾイルホスフィン=オキシド	75980-60-8	—	00195
113	デカプロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	2A No. 17 (ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)) に該当するため納入禁止。	00064
114	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1	2A No. 36 (ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩) に	00096
115	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO)	3825-26-1	該当するため納入禁止。	00097

付表2C-1 含有管理物質(REACH規則 認可対象候補物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	備考	IEC62474 DSLのID
116	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3	—	00196
117	2-[2-ヒドロキシ-5-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェニル]ベンゾトリアゾール	3147-75-9	—	00197
118	2-(ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-ホルホルノフェニル)ブタン-1-オン	119344-86-4	—	00198
119	ブメトリゾール (UV-326)	3896-11-5	—	00199
120	2-フェニルプロペンとフェノールのオリゴマー化及びアルキル化反応生成物	—	—	00200

## 【付表2C-1全体への注記】

- ・本付表には、原則として、認可対象候補物質のうち、電気電子機器に適用性のある物質としてIEC62474のDSLに記載されたもののみを記載する。
- ・本付表中の「対象物質・CAS番号」欄は、対象物質がCAS番号で特定されている場合にCAS番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。

## 2D 事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質（エコマーク、ブルーエンジェル）

環境ラベル取得に関わる特定の事務機製品などの製品カテゴリにおいて、使用用途、特定使用部位の材料、部品に対し、含有情報等の調査を必要とする化学物質のうち、2A使用禁止物質に該当する化学物質を除いたものです。調査をお願いする場合には、キヤノンから個別にお知らせいたします。物品調査で非含有と回答した場合、もしくは非含有を仕様等（図面、納入仕様書等）で指示した場合は、キヤノンに納入する物品への含有が禁止となります。

No.	物質/物質群	環境ラベルの基準書に記載された団体、法令およびリスト	
		化学物質を規定する団体、法令およびリスト	左記法令およびリストにおける分類
1	塩化パラフィン	—	—
2	ハロゲンを含むポリマー	—	—
3	有機ハロゲン化合物 (特に難燃剤)	—	—
4	発がん性物質	1272/2008/EC <sup>a)</sup> のANNEX VI Table3.1	カテゴリ-1A
			カテゴリ-1B
5	生殖毒性物質	1272/2008/EC <sup>a)</sup> のANNEX VI Table3.1	カテゴリ-1A
			カテゴリ-1B
6	変異原性物質	1272/2008/EC <sup>a)</sup> のANNEX VI Table3.1	カテゴリ-1A
			カテゴリ-1B
7	REACH規則の認可対象候補物質 (申請時点までのバージョン)	ECHA（欧州化学物質庁）が公開している認可対象候補物質リスト	—

【注記 a)】  
 1272/2008/EC: REGULATION (EC) No 1272/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008 on classification, labelling and packaging of substances and mixtures, amending and repealing Directives 67/548/EEC and 1999/45/EC, and amending Regulation (EC) No 1907/2006 [CLP規則] (EU)  
 本EU規則Annex VIは旧67/548/EEC Annex Iから移行したものの。

**2E LBP（レーザプリンタ）使用部品の使用禁止物質**

LBP（OEM仕様）製品に使用される物品に適用し、物品調査は「キヤノン追加調査票」（周辺版）で実施します。物品調査で非含有と回答した場合、もしくは非含有を仕様等（図面、納入仕様書等）で指示した場合は、キヤノンに納入するLBP（OEM仕様）製品に使用される物品への含有が禁止となります。

No.	物質/物質群	閾値	条件など
1	ハロゲン系化合物	均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	対象は樹脂部品。 適用除外は補足1に示す。
2	ヒ素およびその化合物	均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	半導体チップ（ダイのみ）、プリント基板の銅箔への使用は除く。
3	ベリリウムおよびその化合物	均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	適用除外は以下の通り。 ・電子コンポーネントのセラミック ・ベリリウム銅の電気的な結合用途（コネクタ、スプリング、EMI ガスケット等）
4	多環芳香族炭化水素（PAH）	対象物質および閾値は付表2E参照	対象はLBPの外装部品。

補足1 ハロゲン系化合物  
 ・原材料のグレード自体に該当物質が含まれる場合、および図面等で該当物質の含有材料グレードが指示されている場合は、「樹脂部品」であっても適用除外です。  
 ・「電気部品・ゴム部品」は適用除外です。  
 （除外例）テープ、スポンジ、シート、フィルム、スペーサー、ワイヤサドル、タイラップ、スイッチ、ファン、モーター、フォトセンサー、インレット、電源、コネクタ、プリント基板、電源コード、ケーブル等

**付表 2E**

No.	CAS番号	対象物質	閾値
1	50-32-8	ベンゾ(a)ピレン	<0.0001重量%(1ppm)
2	192-97-2	ベンゾ(e)ピレン	<0.0001重量%(1ppm)
3	56-55-3	ベンゾ(a)アントラセン	<0.0001重量%(1ppm)
4	205-99-2	ベンゾ(b)フルオランテン	<0.0001重量%(1ppm)
5	205-82-3	ベンゾ(j)フルオランテン	<0.0001重量%(1ppm)
6	207-08-9	ベンゾ(k)フルオランテン	<0.0001重量%(1ppm)
7	218-01-9	クリセン	<0.0001重量%(1ppm)
8	53-70-3	ジベンゾ(a,h)アントラセン	<0.0001重量%(1ppm)
9	191-24-2	ベンゾ(g,h,i)ペリレン	<0.0001重量%(1ppm)
10	193-39-5	インデノ(1,2,3-cd)ピレン	<0.0001重量%(1ppm)
11	85-01-8	フェナントレン	合計 <0.005重量%(50ppm)
12	120-12-7	アントラセン	
13	206-44-0	フルオランテン	
14	129-00-0	ピレン	
15	91-20-3	ナフタレン	<0.001重量%(10ppm)
上記15物質合計			<0.005重量%(50ppm)

### 3E LBP（レーザープリンタ）使用包装材の使用禁止物質

LBP（OEM仕様）製品に使用される包装物品に適用し、物品調査は「キヤノン包装材調査票」で実施します。物品調査で非含有と回答した場合、もしくは非含有を仕様等（図面、納入仕様書等）で指示した場合は、キヤノンに納入するLBP（OEM仕様）製品に使用される包装物品への含有が禁止となります。

No.	物質/物質群	閾値	条件など
1	元素状塩素	意図的添加	紙ベースの包装材に使用される繊維（バージン材またはリサイクル材）を漂白するための漂白剤としての使用を禁止する。
2	ハロゲン系化合物およびハロゲン系樹脂	意図的添加	対象はプラスチック部品。

### 2F 医療機器製品における管理対象物質

医療機器固有に特定の用途／部位の材料、部品に対し、必要に応じて、含有情報等の調査を必要とする化学物質。

No.	物質/物質群	CAS番号	用途/使用例	対象	参照法規制
1	ビスフェノールA（BPA）またはBPA由来物質	(80-05-7、24936-68-3)	樹脂原料、PVC添加剤	患者接触部	43

## 参照法規制等および表記番号

付表中の表記 (参照法規制欄)	国、地域/規格等	法律の名称等
1	EU	EU RoHS 指令(改正) 2011/65/EU
2	中国	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
3	米国・カリフォルニア州	電子廃棄物リサイクル法
4	日本	資源有効利用促進法
5-1	EU	REACH 規則(EC) No.1907/2006 付属書XVII (制限物質)
5-2	EU	REACH 規則(EC) No.1907/2006 認可候補物質リスト
6	米国・カリフォルニア州	プロポジション65
7	米国	有害物質規制法 (TSCA : Toxic Substances Control Act)
8	スイス	特定の危険物質・調剤・アーティクル取扱いのリスク軽減政令 (ChemRRV)
9	日本	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)
10	EU	残留性有機汚染物質(POPs)に関する規則(EU) No. 2019/1021
11	ノルウェー	健康と環境に有害な化学物質およびその他の製品の製造, 輸入, 輸出, 販売および使用の制限に関するノルウェー規則
12	カナダ	カナダ特定有害物質禁止規則 SOR/2012-285
13	米国	消費者製品安全改善法(CPSIA)
14	EU	No. 517/2014(Fガス規制)
15	国際条約	モントリオール議定書
16	日本	オゾン層保護法
17	EU	オゾン層を破壊する物質の規制
18	日本	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
19	日本	核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
20	EU	放射線基本安全基準指令
21	米国・カリフォルニア州	過塩素酸塩汚染防止法2003
22	オーストリア	BGB I 1990/194: ホルムアルデヒド規制 §2, 12/2/1990
23	EU	EU 包装指令 94/62/EC
24	米国	包装材有害物質防止法
25	韓国	資源の節約とリサイクル促進に関する法律
26	EU	EU 電池規則 (EU) No. 2023/1542
27	韓国	電気用品および生活用品安全管理法 (電池規制)
28	台湾	乾電池の製造, 輸入および販売に関する規制
29	ブラジル	ブラジル電池規則 Resolution No.401
30	中国	亜鉛負極電池の水銀・カドミウム・鉛含有量の制限要求(GB24427-2021)
31	カナダ	カナダ水銀規則 SOR/2014-254
32	米国	水銀含有および充電式電池管理法 (104-142)
33	米国・アイオワ州	水銀電池規則
34	米国・メイン州	水銀添加ボタンセル電池に関する法 (LD 1026)

## 参照法規制等および表記番号

付表中の表記 (参照法規制欄)	国、地域/規格等	法律の名称等
35	米国・ミネソタ州	水銀電池規制
36	米国・ニューヨーク州	電池削減規則
37	米国・ロードアイランド州	水銀削減および教育法 23-24.9-6
38	中国	電池製品の水銀含有量に関する規制
39	規格	IEC62474
40	規格	JEDEC JS709
41	規格	IPC-4101,IEC61249-2-21
42	ガイダンス	EU WEEE 指令2002/96/EC 第11 条：処理施設への情報提供 実施に関するDIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERA ガイダンス
43	カナダ	医療機器規則
44	EU	EU ELV指令 2000/53/EC
45	EU	EU ErP指令 電子ディスプレイ実施規則(EU)2019/2021
46	EU	EU ErP指令 大型サーバー規則 (EU) 2019/424
47	フランス	フランス循環経済法
48	米国・メイン州	PFAS汚染停止法 (LD1503)
49	米国・カリフォルニア州	繊維製品PFAS規制法 (AB1817)
50	韓国	電気用品及び生活用品安全管理法
51	米国・ワシントン州	Safer Products for Washington Chapter 173-337 WAC SAFER PRODUCTS RESTRICTIONS AND REPORTING